

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第三十二号

昭和二十七年三月二十八日(金曜日)午前十時四十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君

理事 大矢半次郎君 伊藤 保平君 菊川 孝夫君 木内 四郎君

委員

岡崎 眞一君 黒田 英雄君 西川甚五郎君 薄淵 春次君 小宮山常吉君 小林 政夫君 田村 文吉君 森 八三君 野濤 勝君 大野 幸一君 下條 恭兵君 波多野 鼎君 菊田 七平君 木村禮八郎君

政府委員

大蔵大臣官 村上 一君 大蔵省主税局長 平田敬一郎君 大蔵省理財局長 北島 武雄君 大蔵省理財局長 石田 正君 大蔵省理財局長 酒井 俊彦君 大蔵省銀行局長 河野 通一君 大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君

通商産業省通商化学局長 中村辰五郎君

通商産業省通商繊維局長 記内 角一君

通商産業省通商雜貨局長 徳永 久次君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

会専門員 小田 正義君

説明員

大蔵省主税局長 木谷 忠義君 大蔵省理財局長 吉田 信邦君 大蔵省理財局長 北條 秀一君

参考人

引揚者団体全国連合会理事長 北條 秀一君

本日の會議に付した事件

○租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○通行税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○当せん金附証票法の一部を改正する

法律案(内閣送付)

○委員長平沼騷太郎君 第三十一回の大蔵委員会を開催いたします。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案、資産再評価法の一部を改正する法律案、通行税法の一部を改正する法律案、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案、右四案について質疑を行います。

○小林政夫君 これはおうすでに質疑済みであります。いよ／＼採決をするに當つて、もう一回念のために主税局長へ念を押しておきますが、この重要な工業所有権等に対する源泉徴収率の低減措置、これは来年の一月一日まで延期することになつております。その間に各国との間に租税協定を締結して、二重課税にならないような措置を講ずるといふことであります。が、万一そういう手はずがうまく行かない場合には、この施行の期日を再延長すべきであると思つております。が、そういう措置をとられる含みを持つておられるかどうか。

○政府委員(平田敬一郎君) その問題につきましては、たび／＼お答え申し上げます。たゞ、この措置は国際的な一般慣例に従つてやつていふことであります。結局それにしては、業者の利害関係におきましては、差がないのでございまして、外国の政府が課税するか、日本の政府が課税するかというのがこの中心問題でございまして、まあ私は大体におきまして、先般申し上げました通り行くものと、先般申し上げました通り行きます。で、万一行かなかつた場合どうするかというお尋ねでございますが、そのときにおきましては、勿論その行かなかつた理由等をよく検討いたしまして、その際にどうするかというのを改めて検討することは差支えないと思つて、ただ、今から当然延ばすということまでは申し上げにくいかと存じております。

○菊川孝夫君 この前の委員会でもお尋ねしたのですが、その租税特別措置法の例の従来から行われておりました酒類の勞務特配についてであります。が、今度これがこの間からまだ明確な主税局長の回答がどうもございせんが、成るべくそういう意見も考慮すると言われたのだが、どの程度一体考慮されようとしているかということ、それから具体的に大体二級酒であろうと思つておりますが、二級酒か、合成酒が充たされると思つております。一般価格によるのと、二級酒の場合には一体どの程度にこの勞務加配の場合には金額がなるか、それからどの業種までこれを考慮してもらへるか、大体御見当もついたらと思つております。どの法案も今日はもう最後にこの委員会を通るかも知れませんが、一つわかつておつたらお話ししたいと思います。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の問題につきましては、まあ結局におきまして、原則として私は私も鉱工業用のほうはもうやめて然るべき時期ではないかと思つております。これは先般もお答え申し上げました通り、鉱山の坑内でも働くような、例えば非常に過激な労働をやつておられて、且つ酒に対する需要が緊急と認められるようなもの、こういうものにつきましては、やはり或る程度残すという方向で現在なお研究いたしております。で、具体的にどの程度に、どういふ方法にするかというところにつきましては、よくこれを現場の意見等も聞きましては先般も申し上げましたように、特配はやはり農村の食糧増産、並びに供出勸奨のため奨励、延いては密造の防止等にもなります。が、そういうものを中心としてましてやりたい、そういう考えでございまして、それを御了承願いたいと思つて、それから値段のほうは最大最近接近して参りまして、普通の酒の値段に對しまして、一割五分乃至二割程度低いものになるようでございます。二級酒の場合であります、普通の清酒が五百六十五円と思つて、それに対しては、普通の場合が四百八十五円でございます。それから合成酒の二級の場合には、普通の場合が四百七十五円、この程度に相成つております。

○菊川孝夫君 今主税局長のお話では、どうしても農村の食糧増産の供出に、延いては密造酒の防止ということから特別価格酒を配給するけれども、もうあとは鉱山関係だけだとい

ふうなお話でございますが、鉱山関係は勿論必要だと思ひますが、それと同じ時に、例えば荷役関係、港湾の荷役とか陸上の荷役関係、それから土木工事の連中は、これはどうしても実際問題としてやっぱり作業を終つてから酒一杯……今私たちがあつた職業を廻つて見ますと、一日仕事を終つたらその詰所で特配酒かどういふのか存じませんが、組合で手に入れた酒だと思ひますが、コップで一杯づつ飲んで、そうしてするめを嚼つて、そして皆労働者が帰つて行くという風景が未だにどこでも見受けられるのですが、従つて成るべくこういふ人たちは、特別のこの人たち向きの、こういう労働者向きの配給酒でも設けて、そうして密集している地帯にはこれを流して飲ませる。こういう方法でもなして、一つ鉱山に限るといふことでもなしに、必要に応じてはそういう方面も考慮するわけには参りませんか。大して予算面で影響するものではないと思ひますが……

○政府委員(平田敬一郎君) その一般の地上労働者の場合におきましては、掘削というふうになりなかつて、厄介な問題があるのかといふこと、現在御承知のようにどつちかと申しますと、少ない数量を比較的給花的に、現在どつちかと申しますとやつておる。それでやはり効果も十分ございませんで、従つて私たちが或る程度集中的と申しますか、本当に必要な方面に限定したい。値段の差も大分近づきましたし、一般の自由販売の値段もさう高いわけではございませんで、先ほど私も申し上げましたようなことを

中心に考えまして、それとのバランスにおいてどうしても必要なもの、こういうものにつきましては勿論よく検討いたしまして、適当な措置をとりたいと考えておりますが、今直ぐ御指摘のようなところまで掘削するか掘削しないかということにつきましては、もう少し突情を調べた上で決定させて頂きたいと思つております。

○菊川孝夫君 成るほど公定価格と言いますか、の場合には、このように二級酒で八十円の差でありませうけれど、これは普通のいわゆる一杯飲み屋という所に参りますと、又これに水を増したり、或いはいろ／＼の手が講じられて、この値段では労働者はやはり飲む場合には得られないのであります。ところが特配酒でありましたならば、そのまま蔵元から持つて来た、酒類の販売、卸売業者から出て来たやつをそのままの値段で実際に手に入ると思ひます。ところがよそに参りますと、やはり多少酒には割増が付いてゐるものであります。一本について必ず付いて来ますから、五十六円で一杯飲むという場合には行かんと思つて、一杯飲むとすればやはり八十円、九十円ということに当然なるので、そういう点が特配酒にした場合は本当の四十八円、四十九円で一杯飲める。こういうことになるのとえらい違いがあるのです。それはやはり本当の酒は酒飲みと、か、港灣荷役とか、荷役をやつてゐる人たちが本当に酒の好きな人が多いため、農村の酒飲みというものは、私はずつと農村を廻つて、酒は飲みますけれども、本当に好きというものは、こういう階級のほうが實際多いのじやないかと思つて、そういう人たちは酒がなければ、これはどうしても必需品であつて、必ずどこかに行つて飲む。そうでもなくともこういう連中は失業したとか、そういうものにぶつかりますので、従つてどうしても悪い思想的煽動に乗り易いという結果にもなると思ひますので、それを緩和する上においても、政策的にも私はとらるべきだと思つてあります。その点一つやつてもらわんと、今度の租税特別措置法は大体において余り反対する理由はないのです。この点がどうしても我々納得行かない。考慮の余地がある。これは予算面においても少し考えれば大して金のかかる問題じゃないと思つたのです。が、一体それでは現在今度の改正によりましてどのくらい収入は変わるのですか。

かと思つて、自分を買つて家庭で消費をしよう、或いは寄宿舎等で消費しようという場合におきましては、大体今の菊川さんの御懸念はないかと私は思つて、大体五百六十五円という金を出せば私は買えるようになつてゐると思つてあります。勿論これは公定価格でございまして、配給はいたしてございせんが、酒につきましては、なおやはり公定価格制度にいたしてございまして、大体私は御心配のような懸念はないものと思ひます。ただ配給につきましては、最初に申し上げましたように、主として非常な激務と申しますか、酒の必要が一番緊要なものにつきまして、或る程度不均衡にならないように考慮したい。今御指摘のような階層につきましても、もう少しよく検討した上できめたいと思つておられます。御了承願ひたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それは五百六十五円で酒屋さんで一升買った場合には、さういふふうな当然公定価格で買われる、販売をされるでしようけれども、これを今私の申し上げたような階層は、一升を私の買った酒を飲むだけの力はないう人があるのです。実際その日の儲けをもちつたら、そのうちから一杯ひつかけてさうして家へ帰つて来る。そういう連中の人のことを申し上げたのであります。そういう人たちは一杯飲み屋と申しますか、露店商あたりで、街角でやつておるをこいらへ密集しまして、そこへ持つて来るのは、大体において今焼酎にいたしまして何にいたしましても、密造酒が持ち込まれてゐるというのを聞きますし、あなたのほうの宣伝にしても画に描いて、農村から密造酒をあつた街角の一杯屋へ持

ち込んで、そこで呑んで目が潰れたところの画を描いて、盛んに密造酒の排撃を宣伝しておられるのであります。従つてあつた所に入る密造酒を防止する、或いはさういふものの横行を防ぐということになりますと、むしろさういふ労働者に対しては、むしろ極く安い酒を、而も指定いたしました、切符制度その他の何らかの方法で配給方法を考えられまして、した場合に密造酒の跋扈の余地がそれだけなくなるのではないかと、私はさういふふうな思つておられます。またこれですと、密造を許すよりも、まだこれですやつたほうが、これも税金が取れるのでありますから、これのほうがむしろ大局的に見て国の収入がそれだけ脅かされる率が少くなる、さういふふうには私は考へておられます。その点一つ考慮されまして、例えば芝浦あたりであるとか、あつた横濱の埠頭あたりであるとか、その近くの労働者の密集する地帯、それから大駅の仲仕、馬車挽きであるとか、さういふような人たちの密集する諸所あたりへ特別にこの特配酒を配給する店を指定して、そこへ流すというふうな方法が講じられないうです。非常に量は僅かだと思つておられますか……

○政府委員(平田敬一郎君) お話のようになつておりましたかと、やはり相当な量が要るのではないかと申すので、現在は一年に二回とか三回とか、一定の時を限りまして、一升ずつとか、或いは五合ずつとかいふのを職場を通じて配給をいたしておるのでございまして、その数量も最近ではほとんど減つて来ておられます。而も減つて来てゐるが、非常に広がつてゐるという

のが現状でございます。だからこれは私は、数量は余り減らさないで、成るべく必要な方面に、数量と申しますのは一人当りの数量ですが、流したいというふうな考えておりました。先ほども申し上げましたようにいたしたい。成るほど一升は買えないかも知れませんが、はかり売りをいたして、おりました。一合でも二合でも酒屋に行きますと買えるという状態でございますので、その御心配は余りなからうと思ひます。酒場等で飲みますと、これはやはりその手数料が加わつたり、或いは飲食税がかつたりいたしますので少し高くなる。配給酒につきましては、このような方法でやることは現在認めておりません。従ひまして、家庭で一合か二合買つて帰つて飲むというような場合でございますれば、配給酒との開きが、前は相当開きがあつたのであります。現在はよほど少なくなつております。確かにそういう点は認められるのであります。そういう趣旨で対象を厳密に、本当に必要なものをよく調べて、対象を限りまして目的を達するようにいたしたい。今御指摘のような業種に具体的に今入れるか入れないかという問題は、もう少し現場の実情を調べた上で検討いたしたいと思ひます。確たる御返事をすることは差し控えておきたいと思ひます。

○菊川孝夫君 それではこの法案が通りましてから実施されるに当りましては、必ずしも農村とか鉱山の地下産業の労務者に嚴格に限定してしまふ意味ではなくて、どうしても必要であつて、いろ／＼弊害も起るといふ場合には多少の考慮はする考であるといふ

う、こういうように了解してよろしうございませうか。酒類の種類等は別といたしまして、焼酎とか、その他の酒にするとかいうような種類は別といたしまして、或る程度の考慮はするつもりである、こういうように了解してよろしうございませうか。

○政府委員(平沼彌太郎君) 考慮するつもりであるといふことは、まだ決定いたしておりませんから申上げかねますが、そういう問題はよく検討した上でできるというふうにお答え申上げたと思ひるのであります。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありませうが、質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小林政夫君 大体、今回とられようとしてゐる特別措置については賛成をいたします。ただ質疑の過程において申述べましたごとく、重要な工業所有権等に対する源泉徴収税率の軽減の基礎については政府当局においても実情を考慮して、二十八年一月一日までの徴収の適用期日を延期することとされておるのであります。これを延期する必要がある現状の打開、即ち外国の工業所有権保持者等と日本の業者との契約更改、或いは当該国との間における我が国との租税協定の取運びの推移等を考へて、折角延期するといふ措置を講じられた趣旨が生きるように將來においても考へられるように、これ

を一つだけ附加えまして、原案に賛成いたします。

○菊川孝夫君 私は先ほどから質問をいたしましたように、やはり小さい問題のようでありませうけれども、今何と言ひましても、民心を安定する、特に余りに恵まれない階層と申しますか、肉體労働をやつて、その日の日傭い労働をやつてゐるといふような人たちは、やはり成るべく安く慰安が得られるようにする。その一つの方法として今日まで酒類の特配、特別価格の配給が行われておつたのであります。今度臨時物資需給調整法の廃止に伴つて、多少その範囲を狭められるやうになつたのでありますけれども、実情に應じては、やはりそれをどうしてもせなければならぬと思ひます。又特に重点的に労務者に強行作業を要請しなければならぬ事態も起つて来るだらうと思ひますから、そういうふうな場合には必要に応じて、或る程度従前の制度を残すようしてもらわなければならぬ。今も主税局長が検討をするといふお話でございますが、我々は又その必要な具体的な場合が起きた場合には、強硬に大蔵当局に対して要求する。従つてその要求を受け付けられるように常に保有量を持つておつてもらいたたいといふような條件を附しまして、この法案に賛成をいたします。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言もないようでありませうが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ないと思ひます。それではこれより四案の

採決に入ります。最初に租税特別措置法等の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたは御挙手を願ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(平沼彌太郎君) 次に、資産再評価法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(平沼彌太郎君) 次に、通行税法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○委員(平沼彌太郎君) 次に、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

○委員(平沼彌太郎君) 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

小 林 政 夫

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 下條 恭兵 |
| 菊川 孝夫 | 黒田 英雄 |
| 野溝 勝 | 岡崎 眞一 |
| 小宮山常吉 | 田村 文吉 |
| 伊藤 保平 | 西川甚五郎 |
| 大矢半次郎 | 大野 幸一 |
| 小林 政夫 | |

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 下條 恭兵 |
| 菊川 孝夫 | 黒田 英雄 |
| 野溝 勝 | 岡崎 眞一 |
| 小宮山常吉 | 田村 文吉 |
| 伊藤 保平 | 西川甚五郎 |
| 大矢半次郎 | 大野 幸一 |

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 下條 恭兵 |
| 菊川 孝夫 | 黒田 英雄 |
| 野溝 勝 | 岡崎 眞一 |
| 小宮山常吉 | 田村 文吉 |
| 伊藤 保平 | 西川甚五郎 |
| 大矢半次郎 | 大野 幸一 |

小宮山常吉 田村 文吉
伊藤 保平 西川甚五郎
大矢半次郎 大野 幸一
小林 政夫

○委員長(平沼彌太郎君) 次に、関稅
定率法等の一部を改正する法律案(予
備審査)右について質疑を行います
なお、お見えになつてゐるかたは、平
田主稅局長、北島稅關部長、記内通商
鐵維局長、中村通商化學局長のこの四
氏が来ております。

○小林政夫君 昨日、課長のかたに聞
いたのでありますが、改めて伺います
が、建築染料の中で輸入しなければな
らないものと、国産でやれるもの、又
現在生産計画も立ち、近き将来におい
て国産ができるという国内事情であ
り、国内メーカーによつて大体最近に
おいて国内商品として出される、そう
して使い得るといふ状態にあるもの
と、是非輸入に仰がなければならんも
のとの區別がはつきりつくような、税
関でそれをはつきり區別、見分ける方
法はないかどうかということの質問に
対しては、相当困難であるという答弁
でありました。が、それはまあ一応今
そういうふうな現在において考えれ
ば、手数がかかるし困難だということ
なんではないが、これは専門家の意見
を聞いてもそうなんです、どうして
も関税を分けて、輸入品に対しては或
る程度のこゝろの関税をかける、そう
して国内でできない、又造る意思のな
い、或いは造る意思はあるが、当分市
場に出廻らないというものについては、
減税の措置を講ずるといふふうな、同
じ建築染料でそういう二種の税率を用

いることについてやらなければならん
というふうな考へて、何とかそれを税
関において然るべく区分けをする方法
を考へられないものかどうか。やる意
思になつてどうやつてやるのかと、そ
うきまつたとして、何とか見分ける方
法を考へるならば、考へが出来るので
ないかというふうにも考へるのであり
ます。私も先般工場を見廻つたとき
に、簡単にこゝろのものが建築染料で
ありますというので、試験管で布を
染めて色分けをする、もうはつきり、
ほんの一分か二分間くらいでこれが
カーキか或いはブラウンということ
はすぐ出る、或るほどパウダーを見
たのではわからないで、染めて見れば簡
単にわかる、そういう実験施設等もあ
るようでありましたから、やろうと思
はれるのではないかと、やろうと思
うのですが、やる気になつて、そういう
ことがどうしてもできないかどうか、
念のためお聞きします。

○政府委員(北島武雄君) 昨日も技術
のほうの専門家の木谷鑑査課長から御
説明申上げたと思ひますが、建築染料
であるかどうかということ、検査鑑
定いたしますれば、これはわかるわけ
であります。現在日本で果してそれが
生産されているものかどうかという点
につきますと、やはりこれは技術的に
は非常に困難であるということござ
います。まあ一々染料につきますと
は、少量の輸入も大分多うございま
すから、一瓶ごとに見本を取るとい
ふことにつきましては、商品の価値を損
傷する虞れも多分ございまして、そ
れから又果して日本でできるかどうか
という点の分析のために相当手数が
かかりまして、通関手続が遅延するこ

も考へられます。それから又日本で
できるものではないものというすれ
ば、これらを混合いたしまして輸入
いたしました場合に、果してどの程度
が免税されるべきものであるかとい
う區別は、これは實際問題として非常
に困難であると思ひます。果してそ
ういふことをやりましたほうがよろ
しいかどうかという点につきましては、
これはやはり相当慎重に考へなければ
ならない問題ではないかと考へるので
あります。

○小林政夫君 同じその建築染料の
カーキならカーキについて、これ
は国産品か或いは輸入品かというよ
うなことは、勿論區別はつきりと思
ひますが、はつきりカーキとか、
ブラウンとか、ヴァイオレットとい
うものについては、勿論これはヴァ
イオレットならヴァイオレットの中
で国産か、輸入品か、外国製品かとい
うようなことを區別することは勿論
だと思ひます。そこで鐵維局長にお
尋ねしますが、そういうことでは、
只今取あえず色等において分けて、
このカーキは大分国内でできると
いうことではありますから、カーキに
ついてはこれは輸入するということ
は許さないと建前、原則としてはも
う全部国産を使う、それだけの能力
があるのだから使わせるということ
で、まあそこを話し合ひを、話し合
ひを、カーキは国産にするという話
合ひをはつきりつけて、色によつて
分けるといふことはできないのです
か。赤なら赤は免税だとか、或いは
税率を減らす、そうすれば色分けを
するといふ

ことは、私の見たところは簡単に短
間でわかりませんが、その点どう
か。

○説明員(木谷忠義君) 只今の御質問
でございますが、色につきましては
非常にむづかしい点がございます。と申
しますのは、色は三原色から成り立
つております。極く簡単に言いますと、
三原色だけ、三つの色だけがあれば、
その配合によつて各色は全部出るわけ
であります。赤と仮にまあ黄色としま
すと、その色の間には連続してつと
と、その色の間には連続してつと色
があるわけですね。その色のどれを免
税するとか、そのどれを高くするとい
ふことをやりますと、色ははつきり
した區別がない。赤から黄色までが
連続して行つておるわけですから、
このところのどこへ線を入れるかとい
うことは非常にむづかしいことであ
ります。それで染料の名前がたゞさん
あるのです。約百種類ほどある。その
種類ほどあるというものは、結局は
色だけで配合して使わないで、直ちに
使えるようにいろいろ混ぜてある。簡
単に言えばそういうふうになるわけ
です。それが色の数をたゞさんにして
置くほうが使うほうには便利なんです。
従ひまして、輸入するときはいろ
んなものが註文によつて出て来ると
あり得るわけですね。それでどれと
指定したときには、その隣の色が来
ましたときには、その間にはつきり
した區別があれば、これは非常に見
易いのですが、その間はつと連続して
おりますから、むづかしい。これは普
通に見た見方です。單に色を以て赤
どうするとか、青をどうするとい
うことでは判別の限界点が非常に
むづかしい。もう一つは、科学的に申
しますと、染料にはそれ、名前がついて
おります。カーキの何々、何の何々
という名前がついておる。その名前
というのは、いわゆる分子の化學構造
から来た名前なんです。その化學
構造を一々税関で調べるということ
になりますと、これは非常にむづ
かしい実験が要るわけですね。それで
日常の分析作業をやつておられます
分析作業をやつておられます。仕事
としては、税関の分析ですね。仕事
としては、これはちよつとむづかしい
ことではないか、研究的にやればでき
ないかと思ひますけれども、その辺
が非常になお十分研究を要する点
ばかりかと思ひます。

○小林政夫君 非常にシリアスに考
へればその通りかも知れませんが、
これは局長クラスで考へてもらつて、
毎回問題になつておるので、勿論
國内産業擁護の意味において関税を
かけて、その面から相當考へな
ければならんし、その免税といふ
ことについても暫定的な意味にお
いて考へて、そうして従つてそ
う厳密にやらなくともまあ大体
インボイスにおいて記載された
点を信頼をし、どうもおかし
いというものについてはつきり見
分けの措置をとり、そして大体に
おいて今の大きな色分け程度の
ことではやれないものかどう
か、非常に厳密に、シリアスに
考へれば、これは相當問題だけ
ども、大ざつばな、一つ政治的
な線を引きとらうなことででき
ないものがあるかどうか。

○説明員(木谷忠義君) 只今の点で
ございまして、この課税するかどうか
という点になりますと、これはやはり物

的な証拠を挙げて、こういうものがあるからこれは関税を取るのだというこ
とで以て行かないことには、納税する
ほうも納得せざるわけです。それで例
えば訴願になり、最終的には裁判所ま
で行くことになるのです。そのときや
はり税関として、どういふ根拠に基
いて課税したかという、その根拠をやは
り出すためには、こういう色と思われ
たからということではやはり課税でき
ないのであります。やはりこういうも
のがあつたからということが、ここに
物的なものが出来なければ税関では
困る。そこがやはりはつきりしたもの
が得られないと、税関の課税上やはり
支障があるのではないか、こう考えて
おります。

○小林政夫君 ですからそういつたこれ
はどうもおかしいと思ふものについ
ては物的証拠を出してもらえばいい
で、普通は今の試験管等でもよつと試
験してみればわかる面もあるわけだ
から、そのことで判別がつく範圍の区
分をしてやればおかしなことはないか。
どうもすれ
すれで混合なんかしておれば、お説の
通りいろ／＼色も似通つた色を出せる
でしょうが、そういう脱税のためにい
ろいろの細工をしてやつて行くとい
うことも考えられるけれども、まあど
ん一つ日本のメーカーで早く作つて
もらえば、こういう困難な鑑定事務も
解消するわけですから、鑑定事務も
がやりにくいといふ以上、非常に毎
年年中行事したいにメーカーと本省
側とが争うといふことも甚だ面白くな
いし、そこに政治的な線は無理をして
えられんかといふのです。

は実は私も昨年の関税率をきめる際
におきまして、お話のような議論も
ありまして、実は仮に非常にいろ／＼
な角度から検討してみたわけござ
いまして、そしてその結果といたしま
しては、先ほどからお話がありますよ
うに、非常な手数をかけ、非常にむず
かしいことをしてやれば、物理的に不
可能ということとは私にも思ひます
が、併しと／＼染料は、これは御承
知の通り非常に少量で而も値段が相
当なもの、やれ実験する装置が何だ
とか、ひねくり廻している間に毀損す
るような場合も出て来ますし、そ
れから又延いては引取りが遅れる、そ
れによつて却つて取引の円滑を阻害す
るといふような結果にもなりますの
で、そういう方向でこの問題を解決す
るのにはどうもやはり私としては不
適当ではないか。それも確かに一つの
考えられる方向ではございますが、
どうもその方法は私どもとしては
は、とりがたいといふことに、実はた
びたび検討いたしました結果相成つて
おる次第でございます。まあ政治的
といふことでございまして、今この
問題をそういう角度で解決するとい
うのは、どうも少しややはり如何であらう
かと考えておる次第でございます。こ
の問題はやはり染料といたしまして
は、又議論の分れるところは五割で
ございまして、染料業者、メーカーのほう
は二五％にしてもらいたいと言ふ。反
対に使用者側はゼロを希望するが、少
くとも一五％にしてもらいたい、こ
ういふ意見でございます。その五割ぐ
らいの、私どもの提案しているのは
二〇％でございますが、そうござい
ますれば、そういうようなことをして

までもやるいわゆる実益があるかどう
かといふことを考へますと、そういう
見地からいたしまして、そのよう
な、非常に複雑なトランプの起りやす
い方法をとりましますのは、どうもとるべ
き措置ではないではないか、かように
考えております。五割でございます
と、メーカーのほうにはこれは相当な
やはり採算に乗つて来ると思ふので
ございまして、織物製品のほうにはそれ
が非常に分散されて、影響度が物
によりましては、或る物は勿論あると
思ひますが、全体的に見ますと、比較
的輕微な場合が多い。例外は勿論あり
得ると思ひますけれども、そういうこ
とを考へますと、私どもやはり原案で
いいのじやないかといふことを考へて
おる次第でございます。なか／＼議
論の盡きないところでございまして、
ども、昨年の参議院でこういうふう
にきまつた事情もございまして、成
べく一つそれをお願いしたいと思ひま
す。

○小林政夫君 織維局長どうですか。
○政府委員(記内角一君) 私ども通産
省としましては、昨年も原案といたし
まして、一五％といふことで原案を提
出したのでございまして、議会で
修正になりました二〇％、併し暫定的
に一カ年といふことに相成つた次第で
ございまして、その後におきまして、例
えば昨年の春から夏にかけての輸出キ
ヤンセルの問題その他から見まし
て、南方諸地域といつ／＼折衝いたし
ました。こちらから輸出しました織
維品の堅牢度が非常に悪い、染色が悪
いといふふうな事柄の苦情も非常に多
くなつております。又御承知の通りイ
ンド方面は堅牢なものでなければ輸入

を禁止しておるといふような、インド
のようないわゆる織維の後進国にお
いてもそういう措置をとつておるとい
うような関係もありますので、織維局と
しては、今後の輸出品については少く
とも不堅牢な染色はこれを禁止しなけ
ればならぬ、すべての堅牢度の染色に
持つて参りたいといふことで、目下の
ところでは六月一日以降は不堅牢な
ものの積出しを禁止するという態勢で
それぞれ準備を進めて参つております。
関係業者の方面もこれで行かなければ
日本の経済はだん／＼衰微する一方だ
といふことで、全面的に納得をしてお
るような事情に相成つております。こ
の一カ年間にこつ／＼重なる重大な変
更も来しておりますので、通産省と
しましては、やはり昨年提案しました
通り、一五％という程度にお願いをい
たしたいといふふうに考へておつたわ
けであります。ただこの染料の勿論国
内で生産されまする建築染料は品種も
非常に少いわけでありまして、若
干の煩瑣な点を除けば、大体大部分の
染料は課税せんでもないじやないかと
いふふうなことも考へられますので、
そういう面から取扱つて頂ければ技術
的には取扱得る、区別し得る面もあ
りはないかといふふうにも考へられ
るわけでありまして、ただ現実の扱いと
しましては、何分にも税関自体で扱
て参りますので、非常に技術的な面が
ありますので、私どもからは強くこれ
を主張するわけにも参らないといふ立
場にあるわけでありまして、織維局、化
学局であつたこれといふ意味でなくて、
通産省全体として、そういう意
味も加味しまして、昨年と同様一五％
に原案として進んで参りたいといふ

に考へておつた次第でございます。
大蔵省の方面ではやはり昨年の改正さ
れた経緯なども考へられまして、原案
としてはやはり昨年修正決定になり
ました現在の法律をそのまま援用する
といふ立場をとつておられるようござ
います。通産省としましては、昨年政
府から提案しました原案、即ち建築の
一五％といふことにお願ひできれば結
構かと思つておるわけでございます。
○小林政夫君 私ども実は昨年参議院で
はこの関税を政府提案よりも上げたの
であります。そこでそういう責任上
税調査でメーカーのほうの事情も調
べ、又最近の今記内政府委員の言われ
たような情勢等を考へて、相当慎重に
考へなければならぬといふことで考
へているわけですが、今記内政府委員
も私の言うような国内品と輸入品との
区別は法理をすれば行くのじやないか
といふ気持を持つておられるといふ
こと、止むを得ず一五％の線であ協
をするといふこと、願わくばもう低い
ほどいいわけですから、零が一番いい
わけですから、そこでどちらにも
不徹底な措置だ。そういうふうな不徹
底さでやるよりは、少々手数がかか
る、或いは脱税があつても、むしろ国内
メーカーのほうで積極的にこの増産態
勢を作つて、全部スレンは国内で作
るのだ、又将来の染料の趨勢から言つて
もそうあるべきであります。国内で

作れば大幅に關稅で保護するぞという態勢を一方において示して、そうしてこれを關稅のほうにその尻を持つて来ず、実力で以てその供給を増加して行く方法でこの問題を解決するといふ意味において、国内でできるものは相当大幅の二五%でもいいと思ふし、その税をかける。そうして輸入品はこれに零にするといふ建前で行つて、一日も早く国内品ができることを望むといふふうに行かざるべきやないか。多少そこに脱税或いは税關検査等において問題が残るかも知れませんが、併しその余り悪質な脱税者等が考えられる場合においては、抜打的に視察をするといふ途も考えていいでしょうし、そういうことで以て大蔵当局のほうはやつて……、どうも私は両方とも不徹底な又中途半端な税率で以て、而かも毎年この騒動を繰返すといふことも頗る堪えないので、そういう方法がどうしてとれないかと思ふのですが、平田さんのほうで少々そういう点、手数に目をつぶつてそういうふうな考えになれませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) その問題は先ほど申し上げました通り、実は昨年この關稅率をきめます際も問題にいたしましたので、そうして相当慎重に各般の事情を考慮した上、私が先ほど申し上げましたような結論に到達しておるわけでございます。私はやはり若干の税のために非常な手数をかけて、却つて實際の取引に……な迷惑を及ぼすといふようなことはとるべき策ではないのであつて、然らば税關は大目に見て適當にやつたらいいのではないかというお話もあるかと思ひますが、なかなかそうもやはり行かないと思ひま

す。と申しますのは、割合にこれは染料といたしましては数量は少ないのでございませうが、個々の相当なまとまつた額になるのでございまして、そういうものを適當にやるといふわけにはこれは行かない性質のものではないかと考ふる次第でございませう。それで關稅政策として我々は考へるのでございませうが、こういうものが実は保護關稅として一番適當なものではないか。と申しますのは先ほど申しましたように、或いは五%の差でありまして、染料のメーカーには相当の影響を及ぼす、ところがそれがおい／＼使われ、最終商品としてさばかれる場合においては、それは非常に広く分散されては、最終消費者の価格におきましては、最終消費者の価格に参りましては、そのために私は染料の税の關係で織物の売行が悪くなるかどうかといふことになりまして、私は大局的に考へまして、それほどの問題ではない場合が大部分ではないか。勿論僅かの場合に問題になる場合も全然なきにしも非ずと思ひますが……と思ひますし、私どもいろいろ、關稅政策を考へまして、保護する場合を考へておるものが、そういう見地から考へますと、こういう染料はやはり最も適格性を持つたものではないか、で將來全然できる見込みがないといふことならば又考へるでございませうけれども、時間をかければ全部ではないにしてもできる種目がだん／＼減がつて行くといふことでありますれば、私は余り細かい今小林さんのお話のようにむすかしいことをしないで、やはり大体の大勢を睨んで御決定になつたらよろしいであらう。かように私は考へておる次第であります。

○野澤勝君 先に平田主税局長に聞きませんが、先般質疑中に遺憾ながら退席されましたので、その關連の質問でございませう。多分お耳に入つておるとは思ひますが、この關稅定率法中の殊に新聞用紙の点につきまして、あなたの退席中に通産當局と質疑を交したのですが、そのうちで特に明らかになつたのは昨年緊急必要の新聞用紙を輸入するといふことで、一年間に限りまして輸入するものに対しては免稅をするといふことを承認したわけにございませう。ところが輸入した新聞用紙が六千五百トン、約一千三百万ポンド、価格にして六億三千万円、輸入中の九割たさうであります。それが新聞用紙として使ひものにならない不良紙であつたといふ始末ださうであります。かようなことはこれは本院を意識的に侮辱したといふことにはならんでしようが、結果においては全く本委員会即ち立法院を無視したといふふうには見えております。むしろこういう事態が起つたならば、私は政府といたしましては、通産當局は大蔵省と直ちに打合せをし、又當時この常任委員会というものはあるのでございませうから、議院には……。そこで一応その情勢に対して政府は立法院のこの大蔵委員会なり或いは理事會なりでさうなことを折衝乃至は経過を報告し、その善処を期すべきものであると思ひます。さうな点については何も平田局長のみの責任ではない、通産當局にも責任があるのではありませんが、いづれにいたしましても、この法案に責任を持つておる諸君はかような処置をしなければならん。この点が先ず一点。それから民間

から日本の原料なり、或いは輸出品なりを出す、輸出する場合は不良品なりがあるような場合はこれはキャンセルとなるところが、輸入に對しましてはキャンセルをしたといふことも聞いていないし、又その後これをどういふふうにするかは処理しようとしておられるか、特にこの六億三千万円もする歴大な國の資金、財源を議會で可決した新聞紙に使えないようなものを國庫の財源からこれを処理するといふことにつきまして、これは趣旨と内容と違つてございませうから、こういう点にわけにございませうから、こういう点につきましては、どう今後処理しようといふ考へを持つておられるか、この点を一つお聞きしたいと思います。なおほかにお聞きしたいこともありませうが、いづれこの問題の御答弁によりまして、継続して質問したいと思ひます。

○政府委員(平田敬一郎君) 新聞用紙につきましては、昨年免稅措置をやりまして、輸入したわけにございませうが、その輸入されたものが今お話の通りでも普通の日本の新聞用紙として使ひものにならないようなものが大分入つて参りました。新聞紙のほうも非常に困つておると思ひますか、手違ひを来たして困つておる事情を私どもよく聞いております。これはまあ主として私は貿易上のまだ不慣れの点と申しますか、そういうことにつきまして、お互いに契約の際にはつきりなかつた点が大分あつたかと考へられるように聞いておりました。誠に私どもとしては、遺憾と思ふ次第でございませうが、併しこれにつきましては、なおやはりそれ／＼の方面におきまして善後措置を目下とられておるよう

に聞いておるよう、又今後におきましては、そういう過ちは二度と恐らくないのではないか、又すべきものではないかといふふうを考へておる次第でございませう。責任云々の御追及がございませうが、これはそれ／＼のやがて關係の業界におきまして、勿論政府も適當な手を施すべきだと思ひます。万全を期して行くべきものではないかと私どもとしましては考へておる次第でございませう。今年それではもう一遍新聞用紙の免稅を継続する理由でございませうが、これは先般もお話があつたと思ひますが、私もやはり相当本年度も新聞用紙は入れる必要がある、入れる必要があるかどうか、この問題だろふと思ひますが、相当入れる必要があるかどうか、やられるといふことが社会的見地から言つてやはり望ましいことであるかどうか、これが問題だと思ひます。かどうか、それがやはり今のいろいろな経緯から行きませうと、とにかく承認されておる。關稅制當局物資會議にも日本から注文を出しているという事情でございませうので、これはやはりそのことを考慮に入れてざるを得ない。それから今度入つて来るものが日本の一般の新聞紙よりも或る程度低いもので向うが売りましたら、これはやはり私どもは程度入つて来まして、關稅をかけるかと思ひますが、最近の事情を聞きませうと、どうも必ずしもさうではない、やはり大部分額んて入れるといふ關係上値段も日本国内の新聞用紙に比べてさう低くないという事情があるように聞いておる。さういふことだといひますれば、これはやはりもう

一年くらい免税期間を延長いたしました、スミスにしようがよいのじやないかというものが私どもの基本的な考え方でございます、今申し上げましたような事情に将来変つて参りますれば、これは当然原則に復納すべきものと考へますが、どうもやはり国内で増産されまして、第一に入れる必要のないように一刻も早くしまして、免税の必要のないような方向に行きますのが一番望ましいことだと思ひますが、現在はまだそこまで至つていないというのが実情ではなからうかという意におきまして、この免税に賛成いたしまして、実は提案いたしておる次第でございますことを御了承願ひたいと思ひます。

○野澤勝君 先日の委員会では何故に反対するかということにつきまして、いろいろの材料を、資料を示してそれに対する反対の理由を申し上げたのでございますが、その際特にこの法案の処理に當つておられます平田局長がおられなかつたので甚だ遺憾でございますが、この点は一ついづれも速記録に載つておりますから、十分検討願ひたいと思ひます。

更に私は今お答えになりました点で改めて質問をするのでありますが、この第一の新聞用紙として使ひ得ない用紙の損害は六億三千万円、これは誠に申訳ない、これに対する善後措置は業界と共にやることなごいですが、一体善後措置をどういふふうにするのか。又それに対する通産省と大蔵省との今日までの処理方針に對するお打合せの内容等に對してお聞かせ願ひたいと思ひます。

ましてお話がありました、これにつきましては非常に反対もあるのでございませう。確かに大新聞社におきましては、これを賛成し、特に強く大蔵当局へ一番先に要請したそでございませうから、この点は池田大蔵大臣がよく承知だと思つておりますが、そういう経緯は別として、とにかく大新聞社が必要だ、併し地方新聞は幸つてこれを反対している。その点につきまして、私は先般代表的な地方新聞の反対理由の代表的な一、二を取上げたのでありますが、この際折角平田局長がその間の事情に暗いようでございますから、明確にしておくために、委員長の了解を得て北日本新聞の社説を速記録に載せることの御了解を願ひたいと思ひます。

○委員長(平沼彌太郎君) どうぞ。
○野澤勝君 では委員長の御了解を御まして、速記録に載せることになりましたから、十分この点は御検討願ひたいと思ひます。
○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお待ち下さい。やはり皆さんにお諮りしなければいけないそでありますから……野澤委員の新聞を速記録に載せることについて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。
○野澤勝君 私はこの際申し上げたいと思ひます。先般の委員会におきましても申しました通り、間接的には大衆に影響する法律案でございますが、現在問題になつておる点だけを見ますと、これは資本家と資本家との問題でございます。併し以上のような事実を

我々がこれを承知したときに、これは国民に大きな影響のあるものでありまして、私はいかなる悪影響を国民に與えておいて、それを頻りにして又一年間延ばす法案を出すというふうなことにございましては、断じて反対するものであります。私はこれは社会党とか或いは改進黨とか、練風会とか、自由党とかいふ問題ではないのであります。この点は立法機関に籍を置いておるも者として承知できないと確信いたしております。それから特に今予算においても相当問題になつた、昨日一応予算は上つたのでございませうが、併しこの予算が通過するまでには、相当の論議があつたことは、政府特に主税局長も御了承のことと思ひます。全く今国民は、政府は案外軽く見ておられますが、この税金のために非常に苦しんでおるのでございまして、政府は国民所得が五兆何千億あるとか言つておる。本当に五兆何千億あるか、それは評価の仕方でございますから、或いは十兆にも評価の仕方ではなるかも知れない。それはともかくとして、全く納税は一般国民としては飽和点に達しておる。併し飽和点に達しておる一方、ぼろい儲けをして何割も儲けておる会社もある。だから例へば製紙会社が莫大な儲けをしておるといふなら、これは別の角度で捕捉したいと思ひます。私はこういふものは所得税に對する百分の五十五だとか、或いは境界線をおく必要はないと思ひます。乃至は法人税をかけてもよいと思ひます。そういう方面はそれは捕捉の仕方があるのでございます。例へば、新聞社にもそれらの利益もある。だからこれはもうその方面で捕捉をすればよいのでございませうが、併し日本の

民族産業なり、民族資本を圧迫し、外の資本を歓迎するような買弁政策というものは對すべきであると思ひます。特に大蔵当局におきましては、ドルの獲得に全力を挙げておるじやありませんか。昨日も申ししたのでありますが、エクスポートブル説を盛んに振り撒きまして、大いにドル獲得を慫慂されておるのでございませうが、その点を建前として、国是として、政策として努力をするならば、私はこの新聞の用紙の問題などは九月になればどうにか需給のバランスがとれるという状態にある。一面国内においてはドル資金が欠乏して、経済上の不安定を来たしておる今日現段階におきまして、あえてこのドルを出すような政策なり、方針に對しましては、慎重に私は検討しなければならぬ。二万二千万トンのいわ、IMCのほうから安く来るからいいわ、安く来るから来ないかもわがわがわ、安く来る。来るだんべえ、だんべえ、だんべえ。その診断が昨年も誤つてこのう迷惑をかけておるではありませぬか。これはむしろ通産当局にも言いたことなごい。でありますから、このういう点から見ても、私は国内におけるところの業者が九月になればどうにか需給のあれがとれるということをお明確に打出しておりますし、先般通産省の雑貨局長もこれを承認しておるわけです。こういう点から見ても、何が故に私は一年延期をして国民の財政上の苦しい際に、日本のドルを放出するまであえてしなければならぬか、こういう点なごい。八頁建、二十何頁建が絶対必要なかどうなのか。たとえ必要にいたしても、日本の経済との間においでどちらが一体利益をするのか、しないのかという点も、行政当局は考へてもらわなければならぬと思ひます。更に国民生活が苦しいという現実につきましては、最近新聞紙上におきましては我々の非常な心配を起しておる問題が非常に発生しております。特に大蔵当局におきましては相当心配されておると思つておるでございますが、税務署の襲撃事件でございませう。事の真相はまだ明らかになつておりませぬからわかりませぬ。今日まで大蔵委員当においてこの問題が一回も論議されておらんというのを聞いたのですが、私はかような税務署の襲撃事件が数々起つておるといふことは、いろいろの理由もあると思ひます。併し人民、国民に及ぼす影響というものは、私は善意に解釈しておる人ばかりではないと思ひます。これは或る非合法と言ひましようか、或る団体の策動によるものであるというふうな解釈ばかりはしておりませぬし、又さうでございませぬ。併し一番国民に直接体當りをしておる行政の末端者として、私は、私は気の毒だと思ひます。どこに一体かやうな事態を起す原因があるのかということを考へますならば、これは私は政府並びに自由党の財政政策というものが當を得なんだという点に對する、國民的非難もあることを私は承知してもらいたいと思ひます。こういう点から見ても、私はこれは僅かの金だけではないわというふうなわけで見逃すわけには行きませぬので、この点をもこれは関連的な問題にはなりませぬが、お聞きしておきたいと思つてございませう。私はあとは建築染料の問題で質疑を交したいと思ひますので、以上の

民族産業なり、民族資本を圧迫し、外の資本を歓迎するような買弁政策というものは對すべきであると思ひます。特に大蔵当局におきましては、ドルの獲得に全力を挙げておるじやありませんか。昨日も申ししたのでありますが、エクスポートブル説を盛んに振り撒きまして、大いにドル獲得を慫慂されておるのでございませうが、その点を建前として、国是として、政策として努力をするならば、私はこの新聞の用紙の問題などは九月になればどうにか需給のバランスがとれるという状態にある。一面国内においてはドル資金が欠乏して、経済上の不安定を来たしておる今日現段階におきまして、あえてこのドルを出すような政策なり、方針に對しましては、慎重に私は検討しなければならぬ。二万二千万トンのいわ、IMCのほうから安く来るからいいわ、安く来るから来ないかもわがわがわ、安く来る。来るだんべえ、だんべえ、だんべえ。その診断が昨年も誤つてこのう迷惑をかけておるではありませぬか。これはむしろ通産当局にも言いたことなごい。でありますから、このういう点から見ても、私は国内におけるところの業者が九月になればどうにか需給のあれがとれるということをお明確に打出しておりますし、先般通産省の雑貨局長もこれを承認しておるわけです。こういう点から見ても、何が故に私は一年延期をして国民の財政上の苦しい際に、日本のドルを放出するまであえてしなければならぬか、こういう点なごい。八頁建、二十何頁建が絶対必要なかどうなのか。たとえ必要にいたしても、日本の経済との間においでどちらが一体利益をするのか、しないのかという点も、行政当局は考へてもらわなければならぬと思ひます。更に国民生活が苦しいという現実につきましては、最近新聞紙上におきましては我々の非常な心配を起しておる問題が非常に発生しております。特に大蔵当局におきましては相当心配されておると思つておるでございますが、税務署の襲撃事件でございませう。事の真相はまだ明らかになつておりませぬからわかりませぬ。今日まで大蔵委員当においてこの問題が一回も論議されておらんというのを聞いたのですが、私はかような税務署の襲撃事件が数々起つておるといふことは、いろいろの理由もあると思ひます。併し人民、国民に及ぼす影響というものは、私は善意に解釈しておる人ばかりではないと思ひます。これは或る非合法と言ひましようか、或る団体の策動によるものであるというふうな解釈ばかりはしておりませぬし、又さうでございませぬ。併し一番国民に直接体當りをしておる行政の末端者として、私は、私は気の毒だと思ひます。どこに一体かやうな事態を起す原因があるのかということを考へますならば、これは私は政府並びに自由党の財政政策というものが當を得なんだという点に對する、國民的非難もあることを私は承知してもらいたいと思ひます。こういう点から見ても、私はこれは僅かの金だけではないわというふうなわけで見逃すわけには行きませぬので、この点をもこれは関連的な問題にはなりませぬが、お聞きしておきたいと思つてございませう。私はあとは建築染料の問題で質疑を交したいと思ひますので、以上の

点だけを一つ平田局長から承わつておいて、次に私の意見を出したいと、かように思つています。

○政府委員(平田敬一郎君) 大分大きな問題も入つておりました、私が全部を答弁する資格があるかどうかは問題でございますが、お尋ねの中の項目につきましてもお答えしたいと存ずる次第であります。いろ／＼問題があるようでございますが、まあ新聞紙の免税に關連した問題といたしまして、先ほどお話のように、この製紙業が或る程度儲かつているから関税をまけるのだ、まあ私はそういう考えは、これはやはりとるべきでないという事は、今お話の通りだと存じます。問題は、然らば外国から入つて来る紙が非常に安く入つて来まして、それによつて日本の製紙業が相当重大な影響を受けるかどうか、まあ重大な影響を受けるとなりますと、これはやはり私は或る程度関税で保護するといふ必要が出て来るのでございまして、まあそういう事態に現在あるかどうかという問題だろふと思ひますが、まあその点に關しましては、大体最近のこの情勢を聞いて見ますと、そう安い値段で入つて来ることは、むしろ望んでもできないような事情にあるように聞いております。それは或いは今後情勢が變つて参りまして、むしろ日本に新聞用紙等の売込みに来るような事態にならんとも限らんと思ひますが、まあそういうときにありますと、これは成るほどやはりお話し通り考え方を變えるべきで、こういう臨時措置を一刻も早くやめなければならぬのではないかと、いふふうにおもひます。それからもう一つは、全体といたしまして、貴重な外貨を使うじやない

か、これはこの点は私、全く我々として承知のことかと思ひます。成るべく自給いたしまして、それによつて必要な供給を圖つて行くのが本筋ではないかと、まあ大体は私も御尤もな議論だと思ひますが、ただ、問題は新聞につきましても、果してそれが紙を入れることがいかに悪いか、入れる必要があるかどうかという問題でございますが、まあこの点に關しましては、現に必要ありと認めまして、国際的物資の割当會議にも話を持ち出してありますというふうな事情にもございまして、私どもはやはり事情を現在のところ尊重いたしまして、関税政策を考へざるを得ない。で、これは勿論当然外貨の話がございましたら割当てという前提でございまして、まあそういうふうな趣旨からいたしまして、関税政策として歩調を合せて然るべきものではないか、併しこれは私も重ねて申し上げます、一刻も早く国内で増産ができれば、それによつて新聞紙の十分輸入の必要がなくなるような事態になることを望みます点におきましては、あえて野薄委員に劣るものではないことを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

常に努めておりますことは、これも御承知のことかと思ひます。所得税の負担につきましても、議論がございましたが、これはもう繰返すまでもなく、ここ二、三年市町村民権を入れましても相当下つていまして、これも御認め下さると思ひますが、そういう点がやはり根本的な問題であるといふことはこれは確かに考へられるのでございまして。ただ最近の事態を考へますと、そういうことだけではなく、それに何かもう少し違つた角度から入りまして、いろ／＼な事件が起きていられるように聞いております。この真相はもう少しはつきりしないと私どもは確信は申上げにくいと思ひますが、新聞紙等の伝へるところ、或いは諸般の情勢等を聞いて見ますと、どうもただそれだけで出てくるのではない、節もあるようで、これは結局やはり御指摘の通り国政全般の問題、或いはそういうものに対処するかと、いふ問題でございまして、どうもそういう問題になりますと、私ここで答へる資格を持ち合わせないと思ひます。

先ほどの新聞の輸入に關しまするいろいろな問題に關しましては、幸いにしまして通産省からさつき局長が見えておりますので、あの善後措置等につきましまして、通産省のほうから更にお話願うようにいたしたいと思います。

○政府委員(徳永久次君) 只今お尋ねがございました六千五百トンばかり輸入しました新聞用紙が、国内に使えないようなものが輸入された、その善後措置をどう考へているかというお尋ねでございますが、御承知のように本

件は輸入は政府輸入であつたわけではございません。新聞屋の注文に基きまして、貿易商社三社ばかりが外国の売手との間に契約をいたしまして輸入したというふうな経路を辿つておられるやうなわけでございます。而してその類を私も聞いておりますところによりますと、單純な刑事事件と申しますか、契約違反だけの問題でなしに、いわば一種の詐欺事件と申しますか、計画的に不良品、日本がまあ新聞用紙が不足で慌てて買いたがつていられるといふことに売手がつけ込んだといふようなことも、よく／＼調べてみますとあるやうな模様でございます。そういう状況に相成つておられますので、今私どもその問題につきましましては、直接の当事者として關係の損害を蒙りました輸入商、その輸入商に発注してございまして、新聞社が紛争の当事者になるわけでございますが、その両当事者が契約上の問題として十分その権利の追求をやることを政府として援助するといふのが、目下の差当りの問題としての態度であらうと考へておられるわけでありませう。その立場に立ちまして、單純に両当事者の民間だけの問題としてやりませぬのみならず、必要に応じて政府としても声援を與えたいといふやうなことから、若干の紛争解決の手伝いをしたいと考へております。方法といたしましては、業者が相手側に対して権利の主張をやりますのみならず、背後の契約者であります新聞社から、アメリカの新聞界にも輿論の喚起といふ形におきましてアッピールもしてまいりますのみならず、政府としましては外務省から在外公館を通じまして、在外公館からアメリカの關係政府当局にその問題の善処方を申入れてもおりますし、又司令部に對しましてその問題を持込みまして、援助方を懇請しておられるといふやうな状況でございます。それから先ほどちよつと触れました刑事事件としての疑いも濃厚だといふやうなことでございまして、それにつきましても、アメリカ本国におきましての法的な訴追の手續といふものも当事者から進めていられるといふふうにお承知いたしておるわけでありませう。

以上が契約違反或いはそれに關連する詐欺と言ひますかの始末に對する当事者のとらんとおられる方向、及びそれに対して政府が援助しておる、しようとしていられる方向の概要でございますが、もう一つ残された問題は、この紛争の對象物であります輸入紙の始末の問題があるわけでございます。これは紛争の對象物でございますので、紛争の解決の成行きを見て態度を決定することが妥當と考へるわけでありませう。抽象的な問題としまして、私どもとして考へておられることは、そのうち一部は新聞用紙に使へるわけでございます。その限りにおきましては当初の輸入の目的に副つたものでありますから大した問題もございませぬが、新聞紙として使えないものが相当部分を占めておられます。これはいわけば予測せずと言ひませぬ。計画的に輸入されたものではございませぬ。そういう關係に相成るわけでございますが、それがさなきだに最近の国内の紙業界といふものがいわけば峠を越して、而も低落の状況を辿つておられるといふやうな際でありませぬので、紙業界に非常なショックを與えておられるのが現状でございます。従いま

○政府委員(記内角一君) 御承知の通り日本の輸出の半分は繊維でございます。そのうちの半分は染色品が出ておるのであります。従いまして、このためにはどうしたつて染料はいるわけでありませんが、その染料が残念ながら高級のものでは日本ではできない。それでどうしても輸出するためには、輸出しな

くてもいいというなら結構なんです。輸出しなければならぬといいたしますと、足りない染料は入れて行かなければならぬというところに悩みがあるわけでありまして。我々といたしましても、内地でできる染料まで、内地でできるのであれば何も無税にする、或いは関税を安くする必要はないかと存するわけでありまして、残念ながら高級の染料は内地じやまだ十分できておられないということで、この関税の引下げをお願いしているような次第でございます。今輸出は出ないとおっしゃっておりますが、昔ほど出なくなつておる、又出なくなりつつあるようにも思われますけれども、それだけになお更輸出は出して行かなければ、食糧の輸入もできない、又いわゆる国民生活を安定するためのいろ／＼な原料の輸入もできないという事になります。これは是非とも輸出は継続してやつて行かなければならぬというふうな考えでおる次第であります。

○野澤勝君 これ一つ打切りましよう。どうもね、資料を見なければ質疑の継続はできないから、そこで今繊維局長はですね、輸出の大宗が繊維だ、大いにドル地域やポンド地域に輸出するといふ考えだから結構ですが、然らばその所要数量を明らかにされておらないし、この際資料を御提出願つて、

それから質問を続けたいと思ひます。○委員長(平沼彌太郎君) 今野澤委員からの御希望の資料をお願いいたします。では質疑もまだ残つておりますから、今日はこの法案に対しては質疑はこの程度にして休憩をいたします。午後二時に再開いたします。

午後一時二十七分休憩
午後二時三十三分開会

○委員長(平沼彌太郎君) 午前に続き大蔵委員会を開会いたします。在外公館等借入金金の返済の実施に関する法律案を議題といたします。引揚者団体全国連合会理事長北條秀一君よ意見を聴取いたします。意見を述べることになる時間は約二十分ぐらいということをお含みの上でお願いいたします。

○参考人(北條秀一君) それではお許しを得まして公館借入金返済に関する件につきまして意見を述べさせていただきます。大蔵委員会の非常に貴重な時間を割いて頂きまして、特に参考人としてこの問題についての私の見解を述べるといふことでありますので、簡潔に要点を申し上げます。言葉の足りない点はどうか御察察願いたいと存するの

であります。私は全国の引揚者団体の理事長としておりました、又この公館借入金の問題につきましても、全国からすでに私宛に四万人に近い人たちが本件の解決についての一切の交渉を任せるというふうな委任状を頂いておりますので、従つてこの公館借入金の問題は、私どもが引揚げまして後六六年間になん／＼とする今日まだ未解決であるといふことにつきまして、私どもは

どうしても早急に本件が解決されましように、而も私どもが願ひ申上げたものは、急いで解決する、勿論急いで解決して頂きたいのであります。ただ急ぐだけではないに、正しく而も実際に引揚げて参りまして以来惨憺たる苦勞をしております。これら引揚者の諸君の利益になりましように本件を解決したいと、こう考へておるのであります。そこで私は本日意見を申し上げます。に際しまして三つに区分して申上げたのであります。第一は借入金の性質というものと、第二はこの公館借入金と私どもが種々解決するために運動いたしたのであります。その運動のうちの特に皆さんに本日聞いて頂きたいという特殊な部分と、及び衆議院から参議院に回付されました、今回修正された公館借入金返済に関する法律案についての利害関係者の気持、これを第二に申上げて、第三に、さてそれは具体的にどういふ私どもが要求を持つておるか、従つて参議院にどういふ点を陳情申上げるか、この三つの点について申上げようと思へるのであります。

第一の借入金の性質であります。これは戦後処理問題の中の人命に関する問題でありまして、国家の道義的責任上から言ひまして最も重要な大きな問題であるといふことであります。御承知のように昭和二十年の八月十四日に日本政府はポツダム宣言受諾に際しまして、天皇の地位の保障と海外にありました軍人軍属の安全保障、この二つの件につきましても連合国に申入れをいたしましたのであります。四百余万に亘ります在外一般邦人の安全保障については何らの申入れをいたしていません。

のであります。終戦後外地にありました四百余万の同胞は、戦争が終りますと直ちに恐るべき混乱と恐怖の中に陥れられたのであります。この混乱の中にありまして四百余万の同胞が命を全うするために最も重要な、強いて言へば命を守るために唯一の方法はお金でありました。命あつての物種といふことをよく言うのであります。当時の在外同胞の状態は命と物種とこれ二つが全く不可分のものであります。従つてこの公館借入金と申しますのは、その命と不可分の物種を借りよう、即ち金を借りて在外同胞の救済をし、そして更に又後に起ります在外同胞の本国引揚の費用に充てようといふ金でありまして、その事情を申上げただけでも、この金の性質がおわかり願へると存するのであります。従つて命と不可分のお金を借入れるということは並大抵なら困難なことでありまして、各人にとりましても全く混乱の中で、先に生きて行く自信がありません。そこでどうしても金を持つていなくちやならん。その金をより困つた人を救うために出してこれといふわけでありまして、並大抵のことではこの金は出て来ないのであります。当時私は満州奉天におりまして、一般邦人の救済をいたします救済所長をいたしておつたのであります。私は先頭に立つてこの金の借入れに努力をいたしました。戒厳令下におきまして、而も夜分になりまして非常に皆さんの強盗が出る。全く人命の保障がない。そういう中におきまして私は夜を徹し人を護ねるときによりまして脅迫してまでも金を渡して頂くといふふうな、非常手段

をとらなければならぬ、金を出して頂くことができなかったといふふうな事情でありました。そうして集めたこの金でありまして、さてその金によりまして私どもは何をしたかといふことは、すでに申上げたのであります。が、外にありましてこの公館の館員各位及び一般避難同胞諸君の生活を守るためにこの金を費やしたのであります。が、その後私どもは連合国によつて強制的に本国に引揚げるといふ命令に接したのであります。従つて引揚げて参りましたのは三百四十万でありまして、この三百四十万を無事に日本に引揚げさせるために、この借入れまじるところの金を引揚費用に使つたのであります。で、即ち現地に使つたところの同胞、或いは今日申します国家公務員諸君の生活を守るために、或いは又後にはその引揚のために使ひました金であります。ところがこの借入金引揚の際に一千円以上は持ち帰れなかつた、その持ち帰れない金の大部分を借入れたのじやないかといふふうなことを私は日本に帰つてからちよい／＼と聞くのであります。で、こういう非難を聞くことに、聞かずに私は内心慨然とすると共に、その当らぬゆゑを説いて来たのであります。で、こういう非難を聞きまして、如何にも私どもが余計なことをやつて、そうして無理をして金を集めて、外地におつたところの同胞を日本に引揚げました。当時日本は物資食糧難でありまして、その食糧難の最中に余計な人口を日本に持ち込んだのじやないかといふふうなふりに、私はひがみかも知れませんが、いふに受取られて、誠に心中懺悔に堪へないのであります。御承知の

申しておるわけではないのであります。従つていろ／＼な解決方法があろうかと考へるのであります。特に本日申上げたものは、先ほど私どもの心境として申上げた、今回の法律案によつて私どもの受ける印象は、どうもこれがお情の投げ銭、放り銭の類いであるというふうな私どもは受取るのであります。どうかその点を直して頂きたい。どういふ点かといひますと、それは第一は法律案の別表にありまますところの換算率の問題であります。第二が法律によりまますところの百三十の点であつて、第三が修正案によりまますところの一口五百円未満のものは五百円を支払ふ、この三点であります。第一の問題であります。この換算率の問題につきましては同じ日本の銀行券、即ち朝鮮では向うの一円五十銭が今の日本銀行券の一円で返すといふふうなことはどういふところからかういふことが出て来るか、更に朝鮮におきまますところの朝鮮銀行券及び滿洲の中央銀行券、これは当時の事情いづれから推して見ましても、これは飽くまでも日満、日鮮一対一でなければならぬといふふうな私考を考へております。又北支、中支の問題であります。当時政府が定めておりました送金レートといふものがあります。従つて北支に關しても或いは中支に關しても、又南支に關してもこの政府の定めておりました送金レートによつて、これらの換算率を決定すべきものであるといふふうな私どもはお願しいたしたいのであります。要するところこれは金の貸借でありますから、借りた当時の要するに條件によつてこれを解決すべきものであります。

て、借りた貸した、その後の事情が違つた、従つてその違つた事情によつて借りた金を換算して行くといふことになつて来ますと、恐らく国内におきまますところのこいつた國と民間、或いは民間同士におけるところの借付関係といふものは全く根柢からぶちこわれてしまふ。更に法律案によりまますところの百三十であります。百は百三十にして返すといふことでありまます。これは一体何のために三十、即ち三割といふものをくつ附けたのか、政府は利息のよなものだといふことを言われておるようでありまます。私どももいたしましてはこれどうも理解できないのであります。成るほど三割余計に金を附けて頂くことは有難いのであります。先ほど申上げたように、これはどうもお情の投げ銭或いは放り銭の類いである。こゝういふことは筋の通らないことでありまます。私どももいたしましては百は百三十にして返すといふことは全く意味のないことでありまます。これは百は百として返す、三割をくつ附けるといふことはやめるべきだといふふうな主張いたしましたのであります。更に第三の修正案によりまます五百円を支払ふ、五百円以下は五百円に繰上げて支払ふといふことでありまます。これは先ほど申上げた借付のものを五百円返すといふことは筋の通らんことでありまます。結局これらのことを考へて見ますと、どうも言葉を重ねてくだいようでありまます。依然としてお情の投げ銭、放り銭の類いであるといふふうな私には感じられるのであります。以上の三点を特に私は申上げたのであります。この

三点が中心であります。この三点によつて今回の政府が考へておられます返済に要するところの予算といふものを考へた場合にどういふふうになるか。これはそれ／＼關係当局にお聞き願ひ、或いは關係当局に資料の提出を求めて頂いて、本委員会において御検討頂ければ直ちにわかることでありまます。私はここで申上げたのは、私の申上げます修正点を修正して頂きまして、結果として差がないといふことをはつきり申上げることができると存するものであります。

以上三つの点を申上げたのであります。最後に私は私の考へを申上げまして皆様の御賢察を仰ぎたいのであります。この法律案が昨年の八月の十三日に第十一回国会に提出されました。その後第十二回国会で衆議院の審議未了になり、更に又今回の第十三回国会に継続して上程されたのであります。遂に今日まで八月近い日子を費やしておるのであります。なせ八月も費やしたかといふことは、要するところ私どもの主張が相当に真剣に考慮されておつたといふことを裏書きするものであろうと私は考へておるのであります。最後にそれだけの長い間かかつて慎重に検討された問題が、三月の末になつて衆議院を通過いたしました修正案は、昨年の暮の修正案と何ら異らぬのであります。このまま通つて行きますと、今頃どうせ通すならば去年の暮に、或いは去年の十一月の末に通したらよかつたんじゃないかといふふうなことになるのであります。私どももいたしましては、殊に利害關係者であります側から申しますと、本件は三月三十一日、……部の法律によりましてどうしても三月三十一日に解決しなければならぬといふことでありまます。とにかくこの法律案を正しなものに解決して頂きたい。私どもの十分に納得の行き、喜んで政府の返済金を受取れるといふふうなところにして頂くためには、何も三月三十一日に限つたことではありません。会期もまだあることでありまます。どうか本大蔵委員会においてこれを正しく修正をして頂きたいといふことをお願い申上げるのであります。余計なことを言うようであります。昨日も本委員会が開いておりました。菊川委員から最近の國家の道義の麁顔について憂えておられたのであります。國は言うまでもなく道義の中心であります。道義の中心でありますところの國家がみずから借りた金を無法なこれを法律によつて処理するといふふうなことは、何としても私ども受取り得ないところでありまます。私はここに在外公館がとりました一つの例を皆さんに申上げて、特に御理解に資して頂きたいと存するのであります。

それは漢口の總領事の中野勝次郎氏が本件に關して出しました借用証であります。その借用証を申上げますと、これはこゝういふふうな響かれております。

借入証

一、金儲備券 元也

但右は終戦に因る新事態発生に際し國庫より支出するべき在漢口日本總領事館經費未達の為め、之に充當するものなり

右金額左記條件により借用候也

昭和三十二年十一月 日 中野勝次郎

記 殿

一、無利息

二、返済期返済方法及備備券対日本円との換算率は當館並に貴殿引揚後政府の決定に一任す

以上

こゝういふ中野勝次郎總領事から借用証文が漢口の在外公館諸君に出されて借入金となされたのであります。これは一つの例を申上げたのであります。これが、これによりましても、これほどまで明瞭に借入れられたところの借入金、今日においてそれはどうだこゝうな処置をされるということでは、果して我々は今後政府の行ひますことに対して信頼を持つて行けるかどうか、断じて私どもは信頼を持つて行けない。殊に今新しく独立すると同時に多くの在外公館が設置されて、公館員が出て行くわけでありまます。恐らく将来我々は再び日本人が海外に出て行くようになると思ふのであります。が、この在外公館借入金の問題をかかる不始末をしままでおきますと、將來において我々は在外公館員に対して全く信頼を持つことができない。政府に対して信頼をおくことができないといふ感を深くし、遺憾の意を表せざるを得ないのであります。而も当時の在在外公館員諸君が日本に帰つて来て何をされたか。これらの諸君は日本に帰つたら必ずこれらの問題を早急に解決すると言ひながら、これらの人たちはそれぞれ官途について悠々と國家の仕事をしておる。こゝういふ姿を引揚者の諸君

が見るたびに、彼らの胸中に、何だ、俺たちになんかひどい目に遭わしておいて、あとは何も無いじゃないか、けしからんじやないかという感情がおきて来るのは当然なんでありませう。

どうかこの公館借入金の問題は、以上申し上げた点で十分に私の言いたいことは盡し得ないのでありますが、御警察を願ひまして、重ねて申し上げますが、道義の中心としての国家、道義の中心としての政府が、借りましたこの金を正しく公正に引揚者のために解決して頂けますことを重ねてお願い申し上げます。私の意見の開陳を終らして頂きます。

○委員長(平沼彌太郎君) 北條君に対して御質疑を……

○木村八郎君 只今経過について、我々よく知りませんが、経過はよくわかったのですが、そこでお伺いいたしたいんですが、先ほどのお話ですと、北條さんの言われる、案を仮に採用するといはしても、財政的には大して変らないと、こういうお話でしたが、この衆議院から送つて来た修正案を見ますと、五万円を超えるときは五万円に切つてしまふ。ところが全額払いとなると五万円以上があるわけでは、そういうところから財政的に変らない、大体八億五千万円ぐらい、それはどういふわけで殖えないか。その点ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○参考人(北條秀一君) 只今木村先生から御質問があつた点であります。五万円を打切るといふ点につきまして申し上げますが、五万円以上のものは一体どれだけあるかといふと、全体

の中で約二千件ちよつとあります。従ひましてそれは二千二百件ぐらいあると思ひますが、二千二百件といはしても全体の金額からいいますと、これは相当官のほうから御説明さして頂いたほうが遙かに的確だと思ひますが、私のほうは差控えたいと思ひます。大して大きな金額にならないのであります。それからもう一つ申し上げますと、先ほどの衆議院の修正案によりますと、例をとつて申しますと、満洲の百円をこれを今のレートで計算いたしますとどうなるかといふと、百六十分の百になるわけですね。百六十分の百になります。それに百三十をかけるわけですね。でありますからそれは八・一・二五%ということになります。八・一・二五%ということになります。それだけ殖えるということになります。一八・七五%、これは全体の借入金のうちで満洲が一番大口でありまして、大体九億程度になると思ひますが、そうしますと、それに一八・七五%を掛けますと、僅かに二億足らずということになつて来ると存するのであります。朝鮮の場合は一億足らずであります。これは百五十分の百掛ける百三十でありますから、これは八十何%かになります。増加するのが一・二、三%ということでありませう。でありますから、衆議院の作り出した五百円未満は全部五百円にする。そうしますとそれだけ殖えて参りますが、そういうものをあれこれやつて参りますと、昨年の暮には衆議院の委員会において証言に立つたのであります。そのときも多くて三割といふことを申したのであります。が、今申しましたように二割といふも

のしか殖えて来ないといふふうに考へるのであります。

○菊川孝夫君 北條さんにちよつとお尋ねしますが、仮に在外公館のほうで借入をされず、持つて帰られるとした場合に、在外公館のほうに借入をされず持つて帰られる金額、当時こちらに持つて帰つたとせられました場合に、どういふふうを持つて帰ることができたものであるか、持つて帰つたらどういふふうに通算したものであるか、この点を第一点お伺ひしたいと存じます。

もう一つは強制的に、いやだといふやつでも無理に持つて行くやつは全部出せといふことにせられたのか、自由に持つて帰られるのかかわらず、公館のほうは強制的に取上げるといふふうな恰好でやつて参つたものであるか、この点を一つ開かして頂きたい。

○参考人(北條秀一君) 千円の金は先ほど申しましたように、いよく引揚げが開始される、引揚げろといふ連合国から命令が私どもに来ました。そのときに、本國に持込む金は如何なる通貨であつても千円を超えてはならない。ですから朝鮮銀券も千円、満銀券も千円、それからアメリカのドルの場合はたしか六十六ドルであつたと思ひます。そういうふうにするに於いて、当時の日本円千円以上は絶対に持たせまいといふことでありまして、中には千円以上のものを持込んだ人があるかも知れませんが、これは全部非合法でありまして、従つて私どもその千円持込んだ分については全く存じませぬ。

たのは、公館以外に、私は満洲の実情を申上げたのであります。満洲では公館がありませんので、公館に代るべき奉天日本人居留民会というものを作りました。その居留民会をやつたのであります。ところが先ほど言ひましたように、金と命というものが全く掛替へない二者不可分のものであります。すなわち、金がないと命が危いといふことになりませぬ。そこでたとえ一円の金でも離そうとしないのであります。その金を出してもらうためには容易ならん苦勞をして、だから時には脅迫をし、時には強制的に出さない、出さなかつたら承知しないぞといふ手段まで講じて召上げたといふことを申し上げたのであります。他の上海、南京、漢口等の公館におきましてはそういうふうな強硬手段をとられなかつたようでありませぬけれども、併しながら必ず政府において責任を負うからこの金を出してもらいたいといふことで集めたのであります。

○菊川孝夫君 そうするとこれは仮説になるかも知れませんが、この在外公館の借入といふ処置が仮になされなかつたとした場合には、千円より内地へ帰るときには持つて帰れなかつた、こういうことになるわけですか。

○参考人(北條秀一君) そうです。

○菊川孝夫君 そうするとあとどういふふうな結局借入れられたか、残りを持つておられる人も相当あつたと思ひますが、そのあとのやつは、借入れのほうへ提供せられた人は提供せられたのだが、あとの場合はどういふふうな……捨てて来るのですか、そういう場合には、

○参考人(北條秀一君) 私どもが現地

からいよ／＼引揚げを命令されまして、何月何日に出発しろといふ命令が参りました。そういういたしますと、そのときに港に行くまでの費用を若干考へまして、港を出るときに千円しか持たないといふことになりませぬから、それ以上の金はどうするかといふ問題です。それまで私どもは幾ら金があつても、各地の公館或いは居留民会においては足りない事情にありました。でありますから、足りないものであります。そのなところから金を出してもらふ、そのために強制手段までもつたわけでありませぬ。そうしてやつたのであります。最後に港に行きまして、若しあなたたちに千円以上の残つて居る金を残してくれといふことを懇請いたしました。船に乗る直前までこの金を借入れる措置を講じておつたのであります。そういうふうないたしました、いわば各地から引揚げて来る同胞から、最後の千円だけは残すけれども、あとは全部置いておけといふふうにして命令的にこの金を残してもらつた、こういう事情にあります。

○木村八郎君 先ほど北條さんが司令部と折衝されて、司令部からそれでは払ふことについて承認したといふお話でしたが、そのときには何ら証言とか何とかいふことはなかつたのですか。

○参考人(北條秀一君) そのとき私が出しましたのは、司令部が心配しておりましたのは、金を払ふとインフレになることであるといふので、私が当時申しましたのは、総額は見積つても二、三十億のものなので、二十三年で

ありますからインフレにならない。而も帰つて来た連中は金は三千円、五千元の金しかなくて困つておるから、それで商売をするのだから、インフレになる心配はない。ところがそれでもなお且つ司令部は心配をしておりましたので、そこで私はこの金は、私の方法としては、これを御承知の国民金融公庫に一時預ける。二カ年間預ける。そうして預けて、片一方は政府からの借入証を出す。借入証を担保にして、必要な人は国民金融公庫から金を借りなさい。それで不必要な人は預けておきなさい。こういう方法をとるという文章にはなつておるのであります。そうしますとそれでよろしいというのが来たのであります。その後政府の見解と私の見解とは多少違つたものではあります。それで先の審査会法のようになつたものでありますけれども、私のところに来ましたところのGHQのいわゆるOKは、原文の通りでよろしいといつて十二月十三日に参りました。

○木村福八郎君 その金額についてどうしようというようにとは別にないわけですか。

○参考人(北條秀一君) それは全然ありませんでした。

○委員(平沼彌太郎君) 参考人北條君に対する質疑はこれを以て打ち切りませう。

次に政府委員に対する質疑を行います。石田理財局長が見えております。

○木村福八郎君 只今の北條さんのお話によつて経過は大體わかつたのですが、政府のほうはなぜ終戦後において公館が借入れた金をどうしように、五万円というふうに制限して返すような法律案を出されたのか、換算率あた

りについてもあとでお伺いしたいのですが、全部返すという措置をとらないのか、その理由をお伺いしたいので

○政府委員(石田正君) この問題は非常に長い問題でございます。いろいろと事情が複雑になつておると思つておられますが、一番初めにこの問題が起りましたのは、先ほど北條さんからお話がありましたように、現地に對して訓令が行つたところから端を發しておると思つておられます。その当時の事情というものは、敗戦直後のことでございます。率直に申しまして、將來日本の政治経済その他のものがどういふふうになるかというところは、誠に予測しがたいところの状況であつたかと思つておられます。でその後、進駐軍の進駐等の問題もございまして、大分日本人が一般的に申しまして終戦直後後考えておつたといろいろな面において異つた部分が生じて来たかと思つておられます。これは財産権に關してございまして、この面に直接關連するところがあるかと思つて、或いは申上げると語弊があるかと思つて、ございまして、戦時補償打切りの問題でございます。或いは金融機關の再建整備とかというふうな、いろいろと戦時中乃至は終戦直後においては想定し得なかつたような問題がその後現実の問題として起つて来たといふことは事実であるかと思つておられます。この公館の借入金法律案はどうかと思つておられる御議論、又その借りられた事情につきまして非常に複雑でございます。

が、非常にむずかしい問題があればこそ延び／＼になつて来たか、こういうことも言えるかと思つておられます。この返済に關する法律案が出されま

たのは、御承知の通りこの前の臨時国会でございます。その時分、そのとき的情勢から申しますと、いろいろの困りや苦しんで確定的な債権についてもなにか／＼払い得ないというふうな問題が起つて来たおるわけでございます。で、この問題につきま

しては先ほど菊川委員からも御質問があつたのであります。外債におけるところの経済關係なのであります。或る意味におきましては在外財産、國民の外国において持つておつたところの財産に似ておるといふような部分もあつたかと思つておられます。そういう点につきまして、國家といたしましてこの在外財産を失つたといふようなことは、何もこの在外財産を個々に持つておられるかたの責任でも何でもないといふことを考へますならば、國として何らかの措置を講ずるといふことができ得ればしたいところではないかと思つておられます。それにつきましても考へたいとおるのであります。現在のところどう処置するかといふことにつきまして、用途がつかない、かような状況に相成つておるわけでありませう。それじやそれが片付かないからといつて、この公館借入金金を片付けたいのであります。これは先ほどから北條さんからもいろいろお話

がございまして、特殊のもので、これは一般の在外財産並みといふこと

をせずに扱ふのがいいであらうといふようなことで、すでに二回に亘りまして法律が通つておる、こういう事情になつておるかと思つておられます。

なおこの金額につきましては五万円といふところで切つたといふ、この五万円といふ金額がいいか悪いかといふことについてはいろいろと御議論もあることかと初めから考へておつたわけでありませう。併し何らかの意

味において制限せざるを得ないといふような場合に考へましたし、又金額といたしましては五万円といふのが大體大づかみにいつて適當なものでなからうか、こういう意味におきまして五万円といふ限度を設定いたしました次第でございます。

○木村福八郎君 それではお伺いしますが、只今の御説明ですと均衡上……例えは戦時補償打切りがあつた、それから再建整備等の問題、又在在外財産の処理も、従つて補償をすることに付てもまあ財政上困難もある。それではなぜこれをお認めになるか、こういう法律を出されたか、特にこれを区別して出されたか。

○政府委員(石田正君) これは均衡の問題といふことになりませうと、先ほどもちよつと申したのでございませうが、戦後におきましては、併し打切り等のこともいたしました。併しこれは全部の問題をそろえて並べて、調べてこうしようといふのではないの

である性質がございませうから、画一的に行なつておられないといふことは御承知の通りであらうかと思つておられます。それからこの問題につきまして、なぜこ

ういふことをするかといふことにつき

ましては、先ほど北條さんから御話がありましたように、とにかく政府といたしましては何とかしてこれを処置したいといふような気があつたればこそ発令もあつたのであらうか、こういうふうにお考えます。それから又これによりまして非常に困難をされたであらうかた、助かつたといふ部分もございませうし、それから又そのためにとかくお帰りになつたといふかたもあるであらう。そういうふうな効果もあつたことはこれは疑いない。そういう特別な性質のものであらうかといふふうにお考えましてやつておつたといふ次第であります。

○木村福八郎君 何か非常に明確な方をお救済しなさいやならんといふことについてはもう誰でも同じ考へと思つておられます。それは社会保障的に救済すべきである。この問題については大體戦時補償とか、あつたかと思つておられるのは僕はおかしなところと同じです。必ずしも同じと言われませう。したが、均衡上、まあ戦時補償の打切りが問題になつたのは、当時我

は随分あれは論じたのであります。あれは戦時中の東條内閣のときの国会で、そうして殆んど軍閥によつて、もう殆んど発言できないやうに、独裁的に支配されておるやうな国会で、戦前のフナツシヨの国会で定められた補償案であるから、そういうものに基いてこの民主国会になつた場合そういうものを補償するといふことは間違ひである。むしろあつたかと思つた戦争を起した、あの当時の東條軍閥によつて支配された国会で承認したといふ法律に基く軍事補償は間違ひである。これが

一つのやはり根拠であつたのです。ところがこれは終戦後の内閣の吉田さんが訓令を発して、そうして国が債務を負つたのです。性質が違ふと思つて、私はそういう戦時補償の打切りの問題とこれとは私は違ふと思つて、その点が一つ、もう一つはこれは在外財産の一部と見るべきだと言いますけれども、これはもう私も戦災者でありませぬ。家を焼かれました。併し外国の、在外財産を持つておる人もこれも失つた、こういうことにすれば均衡は取れますが、併し国に対してこれは貸してあるのでありますから、債権なんですから、而も終戦後の政府においてそういう債権債務の関係が生じたのですから、それは私区別して考えるべきだと思つて、ですから戦時補償とこれを脱み合せて考えるのは私はおかしい、それは論理が成立しないと思つて、ですからお話を聞いていますと、何だかよくその辻褄が合わないのです。それから特別にこの法律案を出したかと、こういう質問に対しては、救済的に出されたようなお話しもあるし、又何か便宜的に、はつきりした根拠というのがあるもよくわからないのです。私は根拠ははつきりあると思つて、そういう終戦後の政府の借入金である、従つてこれは在外財産というものと違ふと思つて、在外財産のうちで政府に貸した、その後においては一千万円しか持つて来られないから、本当ならばそれは置いて来るべきものであつたからこれを補償しないと、いうことは、それは別問題です。国家の信義の問題で、私は戦争前の国会においてこれは私は養成できない、本

当に民主的なあれが反映しておらな。終戦直後においては今度はもう敗戦して事態が變つたのでありますから、私は問題は別だと思つて、而も終戦後においては占領下であります。占領下でありますから勝手にできないはずで、この制限は勿論あります。そこでやはり司令部の意向というものはこれは反映することは止むを得ない、遺憾ながら止むを得ないです。ところが北條さんの御意見では、司令部においては別に金額について幾らしか払つちやいけないということをおっしゃつた。当時これはインフレの要因になつてはいけないというので心配して、いようですけれども、その対策を北條さんが示すことによつてこれは論議されたい。そうしますとどうしてこれを全額払わないかという理由がわからない。而もこれによつて財政上負担が著しく多くなるというのなら又別問題です。これは今度は財政上の見地から考えなければならぬ、どうも政府はこういうことを非常にちびるわけですね。実に小さいところでもちびつて、そして大きなあれには、防衛分金とか、そういうもののはうに向けている。国立病院なんかでも、これはまあ石田さんの考へえやありませんけれども、九十九カ所のうち六十カ所も地方に委譲して、財源を節約して防衛費に充てようとして、社会保険費なんか殆んどありやしないわけなんです。こういうように考え方からして間違つていて、思うのです。石田さんにそんなことを言つても、事務当局ですから当らないかも知れないが、やはりこの問題は、救済の意味で便宜的に考えられないで、救済なら救済、はつきり社会保障的に救済

するならばはつきり困らないように、引揚者だけじゃないのです。まだ戦争犠牲者は幾らでもないのですから、旧軍人遺家族だけではないのです。西ドイツのように徹底的に国が支出してこれを救済する。ですからこの問題はいろいろ論議があると思つて、はつきり問題点が私にはわかつて来たと思つて、ですからなぜ私は政府が全額払わないか、今の御説明を聞いてもこれははつきりした根拠がどうもわからないのです。戦時補償の打切りとこの問題は私は違ふと思つて、この点もつとはつきりした根拠を伺いたいのです。

○政府委員(石田正吉) 戦時補償の打切りとこれは全く同じ性質のものであるというふうな工合におとり願いますとしますれば、私の説明が悪かつたのであります。

○木村禮八郎君 そうは言いませんでしたがね。

○政府委員(石田正吉) 私の申し上げましたのは、この問題の起つた発端のときと、その後における日本の経済、財政というものが非常に變貌して、おりました。ただこの問題につきましても、それから又国の確定債務である、なせこれをおちびるのか、こういう御議論が一つあつたかと思つて、あります。この点につきましても、これは非常措置としてとられたのでございまして、予算があつたわけでもございませぬし、それから又当時の議會に對しまして予算外国庫負担契約をいたしましてやつたというふうなものでもないわけでありませぬ。文章といたしましても、在外同胞のかたがお引揚げに

なるについては、公館としてはどうしても万全の措置を講ずることが必要である。それについてはその経費も相当多額に上るであらう、できるだけそれらものについては、その一部のものにつきましてもは実情に応じて成るべくこれを斡旋してもらつて、引受けてもらつて、併し結局相当大きな部分というものは國庫で負担するといふふうなことになるのではないであらうかといふふうな工合の訓令でありまして、いろいろな点から申しまして、当時の事情、それから又法律的な性格といふふうなものにつきましても、非常に漠然としてスタートせざるを得なかつた、かように考へておるものでありまして、決して戦時補償がこうであるからこうなつたといふふうなものではないわけではございませぬ。

○木村禮八郎君 幸いに吉田総理が訓令をまあ発して、それ以来ずつと同じ責任である吉田さんが政権を今でもまだ担当しているのですから、その責任を果すのに非常に丁度都合のいい状態にあるのです。若しこれが内閣が變つておれば、又別の理由を述べて、別の理由によつて、もう内閣が變つたのだから知らん、こういうことも言えるかも知れませぬが、これは石田さんの言われるように國の債務なんですから、吉田さんが訓令を出したならばこの責任があるわけですね。それで吉田さんが内閣を担当しているのですからこの責任をはつきり果されるのが本當である。そうでないと何か騙したような感じがするのです。どうも騙した感じがするのです。それも著しい大きな金額

というならば、これは又我々も考へなければならぬと思つて、財政経済上、又均衡上……、ところが十億に充たないのです。それで本當にこれがもうどうしてもぎりぐりで財源がない、どこを搾つても財源がないと言ふならこれは止むを得ませぬ。ところが大蔵大臣が百億や三百億又自然増収があると申すのです。三百億ですね。財源がないわけじゃないのです。私はこれをこの通り扱つても、これは均衡、不均衡の問題は起らぬと思つて、説明できると思つて、終戦後でありますし……。ですからやはりこれは今事情が變つたと言つても、それだけの説明では私にはつかないのじやないかと思つて、ただ戦前と戦後でしたからそういうことが言えると思つて、而も戦後ですから、やはり司令部というものが相当大きな……インフレを起す、司令部が反對していると言ふなら、これは我々としても占領下にある以上、我々の主張は飽くまでも訴えるところでも、どうしてもいけないと言われればこれは情けない話ですが、占領下どうもしようがない。併し司令部がいいと言つて、なぜこの責任を果さないか。もう私は如何なる面から見てもこれは全額払わなければ不合理だと思つて、私は最初はどうも戦時補償の問題と関連して考へておつたのです。ところが只今までよくお話を聞きますと、終戦後に生じた事情でありますので、これは非常に違つたと思つて、これまで引揚委員会或いは又衆議院においてどういふ審議がなされて来たか知りませぬが、そうしてこれを過日衆議院で通過させましたについては、どういふ合理的根拠に

○政府委員(福田久男君) 御説明申上げます。この法律案の改正の要旨につきましては、先般提案理由で政務次官から御説明申上げた通りであります。逐條に簡単に各條の改正の趣旨を申上げます。

第三條の改正規定は二つの点がございまして、第一点は、この宝くじの発行によつて使用いたします資金の用途、言い換えれば発売の目的について改正したことを、発売の限度について規定した二点であります。発売の目的につきましては、従来は財政需要一般の用途に充當し得ることになつておつたのでありますが、宝くじそのものの制度の運用に当りまして、逐次将来においてはこれを縮小するといふ意圖の下に、一般的な財源として考へないで、特に社会福祉の増進のために要する費用の財源に當る場合に限りて発行を認めるといふふうに、制限的にそれを発売の目的において限定いたしました点が一つでございます。もう一つは、宝くじの予算上の経理を、あとで申上げますが、両建てであつたものを純収入式に改めた点と関連したものであります。例えて申しますと、売出した総額を収入に立てまして、当せん賞金とか或いは発売のいろんな費用を、経費を支出に立てた、両建てで経理いたしておつたのでありますが、それは本當の財政の姿を現わすものではないといふ意味合いから、差引いたしまして純収入となるべきもののみを歳入に攝げることと改めることいたしましたのでございます。それと関連いたしました以上申上げたような要旨でございます。

りますが、差引になりましたので、発売額を法律上明らかに規定をしたい。三十五億圓というものを限度としたのでございます。三十五億圓につきましては、従来例へば昭和二十四年度のごときは四十億圓にも上つたのであります。或るべく自衛するといふ気持ちも加味いたしまして、三十五億圓といふふうに、金額を四十億圓よりも少くいたしましたのであります。第四條は関連する修正でございますが、地方に改めたことと関連した修正でございます。第六條のほうは、今まで委託をいたしておりました発売のうち、売捌きのみ部分と証券の印刷その他を区分してやつておつたのであります。銀行へは売捌き事務のみを委託しておつたのを、一括委託し得るようにしたいといふことで、第六條を改正いたしました。第七條は関連した修正でございます。第十四條、第十五條とも、今申上げましたような趣旨に合いますように所要の修正を加えたいといふものでございます。第十六條は、つまり発売いたした総額から必要な当せん金の支払その他の経費を引いた残りを納付すればよろしい、従来は両建てでありましたので、売上げ額全額を納付し、他方において所要の費用を支出で立てるというのを、差引計算することに伴う修正でございます。

以下ややわかりにくい規定がございます。趣旨といたしましては、以上申上げたような要旨でございます。○委員長(平沼彌太郎君) 質疑を行います。

○波多野君 ちよつと聞いておきたいのですが、今次の財政法では総計主義を立てておられますね。それをまあ細計主義に改めるといふことなんだが、ちよつと方針が、財政法の方針と変わつて来ますね。

○政府委員(福田久男君) 形式的に申上げますと、お話のように総計主義と申しますか、両建てで行くのを統計にするのは、一般の場合に対する例外と思つておられます。従いましてまあ特に法律上そういう趣旨のこゝろ規定をいたしたいといふわけでありまして、ただ宝くじの場合には、それを実質的に申しますと、例へば宝くじの賞金の経費を異にするもので、実体的に申しますと、差引の差額が本来の国庫収入と見るべきものではなからうか、そういう実体に着眼いたしまして今回の措置をとりたいといふふうに考えた次第であります。一般の行政費といふものは、例へば宝くじの賞金の支払代金といふものは実質的に性質が非常に違つたものではなからうかといふ趣旨でございます。

よくわかるかと思つて、現在政府の発行に当りましては、法律の建前上、売捌き関係は銀行へ委託をいたしておりましたが、それに対して委託手数料を払つておつた、証券の印刷その他につきましては東京弘業株式会社でございます。東京弘業株式会社でございます。分けていたしておりましたが、今回には両者を一括銀行へ委託するということにいたしました。存じます。その際銀行の本来の経理と区分してこれを行わしめる、それ／＼おの／＼適正な、又真正な証憑書類によつてその費用の明細を明らかに、経理を明らかにされておりました。若し残りますればそれを国庫へ納付することにしたしております。従いまして今回の改正に当りましても、何條でありましたか、たしか十六條あたりだつたと思つて、実際に要りました費用と、予定されまして残りますれば國へ返す、返すと申しますか、納付するといふ制度をとつておられます。委託するに当りまして、大体の見積りを取りまして、厳密にそれを検討してやつていられるのでございませう。而も発行額に対して一定の割合、大きな観点からして、一定の率によりまして最高限を押さへ、なお且つその内容につきましては、個別に検討をして押さへて参つていられるのであります。

○波多野君 いろいろわかりませんが、折角財政法で純計主義ではない、総計主義、両方を予算面にはつきり出して来ることによつて、国会の審議が十分できる、そういうことを保障するためにあの財政法を総計主義に改

めたのである。これはまあ非常に進歩だと私は思つておられるのです。ところが細かい問題ですけれども、こういう点から財政法のその原理をこわして行こう、こういうことはどうも少しおかしいといふ気がするので、特に印刷までも銀行に一括してやらせたい、而もその印刷費などについての政府の監督が非常に関係になつて行く。直接政府が印刷してやつて渡すのでなしに、銀行に印刷してやらして、その経費を國が負担する。その監督は従つて間接な監督になつて行くといふようなことは、何だかどうもまづいような気がするが、なぜかどういふことをやらなきゃならぬか、理由はどういふところにあるのですか。

○政府委員(福田久男君) ただ只今現状について御説明申上げた通りであります。例へば印刷等につきましては東京弘業といふ会社に対して委託をしては、又賞金の支払、売捌きについては銀行に委託している、二本に分けておられますのであります。おの／＼その費用の最高限につきましては、例へば東京弘業の關係、経費の關係で申しますと、第六條第二項の一号にありませう。「当せん金附証券の売さばき及び当せん金品の支払又は交付に対する一定の手数料」、この一定の手数料といふものは、売捌き手数料が大体九割、それからその他支払のための手数料が〇・五割、九・五割を最高限度として押さへまして、その範囲内で適正な審査をして監督をいたしてあるのであります。又その第二号にありませう。「一定の経費」、これは証券の作成、その他の費用、ポスター等の宣伝の費用であります。それらにつきましては発

禿額の六・五%を限度として押えまして、その範囲内で宣伝の計画その他を監督をいたしてございませう。

従いまして大きな観点からは、そういう総額に対する規制によつてこれを処理し、又その内容につきましては、個別に証券の印刷費用、その他を十分検討いたしまして措置いたしてございませう。又現状から見まして、東京弘業に対する委託と銀行に対する委託と、二本に委託が分れておりましたけれども、それを併せて一本にいたしましたとしても、両者に委託したものが一つの銀行に對して委託するという結果になるのみであつて、現状に對して實質的には大きな変更にはならないと存じます。若し政府みずから証券の例えは印刷から検収、一々その番号などを調べるわけでありませう。落ちた番号はないか、重複した番号はないかというようなことを政府みずからやるとなると、相当の人手も要しますし、又行政官庁として、そういうことまで直接やるのが適當であるかどうかという点もまた問題であるかと存じます。そこでまあ實際は、二つの法人に對して区分して委託しているのを、一つの法人に對してまとめて委託をするということになるのみで、實質的には非常な変化ということではないように思ふのであります。又理論的に申しましても、形式的には財政法に對する一つの特例になるわけにございませうけれども、例えば徴税費とか、それらのものとは性格を異にいたしました。当せん賞金の支払のごときは、本来の狭い意味の財政的な支出というものはおのずから實質的に性質を異にするという意味合いにおいて、今申しましたよ

うな特例を考えたといふふうに行なっている次第でございませう。
○波多野鼎君 いや、僕が開きたいのは、財政法のあの原則をこわしてまでこういうことをやらなきゃならん積極的な理由はどこにあるかということですが、例えば人員整理の問題と関連してあります。この間の人員整理の問題と……なぜこの点をやらなければならんのか、積極的な理由があるか、ちつともわからない。
○政府委員(福田久男君) 一つは財政の真の姿を現わすためには却つて兩建のほうよりも純計のほうの方が、一般會計の姿を現わすということになるのではなからうかというのが一つでありまして、もう一つは今申しましたように、二つに分けて処理し、又兩建によつて処理するために、事務が却つて複雑になりますので、こういうふうに改めたほうが、事務簡素化に大いに貢献するといふふうな利益があると思ひます。
○波多野鼎君 財政の姿を現わすといふことは兩建のほうがいいのです。そのほうがはつきりします。ただ宝くじなんといふものが、一つの政府の仕事として儲かる仕事である、本来の行政事務に入らない仕事である、これは當然の話でありますけれども、そういう宝くじを認めておる以上は、これは財政法の原則に従つて兩建に出してくれなうかが、国会の審議権は行届くのです。そうでないと、経費の面でよくわからない。政府のほうは監督すると言つておられますけれども、国会は監督できない。だからこういうふうに改めなければならん積極的な理由はどこにあるか。あなたの言われた一つの理由は成り立たん。財政の姿をはつきりする

といふこと、それは理由にならん、却つて混乱に陥れるものであります。
○政府委員(福田久男君) 財政面におきましては、今回御提案申上げました改正におきましては、歳入予算として一定の額が計上されまして、他方又発行する金額につきましても、その歳入予算との関連において、どういふ経費の発行額を予定し、どういふ費用が出ることによつて、差引の歳入がどういふ金額になるかということ、そのよつて来たる諸般の資料を十分御説明申上げるわけにございまして、御審議頂くことができるのではなからうかといふふうにも思ひますが、又先ほど申上げましたように、一般の行政費と異なる性格のものが、一般會計の歳出予算としてあることが、却つて先ほど申上げたような

【委員長退席、理事大矢半次郎君委員長席に着く】
本當の行政費と申しますか、財政費といふものを現わすことを阻害する要因になるのではないかと、いふふうにごえられるのでございませう。

○波多野鼎君 いや、どうもこれは説明にならないです。却つて昏迷いたしました。国会は宝くじ発行について必要な経費については審議することができなくならず。差引これだけ上りまして、たといふことだけ国会に報告して審議を求めることになるものであり、丁度徴税費のほうに押付けちやつて、租税收入がこれだけありましたといふことだけ予算に載せることと同じことで、却つて国会の審議権を狭隘にして行くことになりませう。

○小林政夫君 第三條の改正は、今説明された、内容の使途を明らかにする

といふことと、発行限度の三十五億といふことのはかに、原案だと、国会で議決した範囲内においてということになつております。国会の議決といふことはどうなるのですか、今後どういふうかといふのですか。
○政府委員(福田久男君) 三條におきましては、改正前は、政府はその国会の「議決された金額の範囲内において」という意味は、予算において歳入予算として収入金全部が、つまり発行額全部が上げられますので、その予算の議決の中に含まれたものとして議決された金額といふふうには理解いたしてゐるのであります。今回は法律によつてその金額を明定する。若しこれを縮小するならば、この金額を又改正するといふことにはいたしたいという趣旨でございませう。例えば地方くじの場合はその都度その金額を、各地方公共団体によつて事情も違ひますので、それらの地方議会が議決するということにいたしておらう。

○小林政夫君 この「発売することが出来る」といふ。だからこれだけ毎年度三十五億円の金額の範囲内において発売することができるとなると、だから、この三十五億以内だつたら随時やるということと三十五億と、若しその金額が殖やすといふこととあれば法律改正を要するが、その範囲内だつたら別にほかに議決を要さないといふふうには解されるのですか、それはどうなんですか。
○政府委員(福田久男君) 毎會計年度のその限度をきめておられますので、毎會計年度においてその範囲内であれば発行できるということにございませうか。

○小林政夫君 それで純計を歳入予算に計上する、こういうことですね。
○政府委員(福田久男君) はい。
○理事(大矢半次郎君) ちよつとお諮りいたします。大蔵大臣の出席を要求しておりますが、その連絡がとりにくいようでありますからして、今日の質疑はこの程度で終りたいと思ひますが、如何でございませうか。
【異議なしと呼ぶ者あり】
○理事(大矢半次郎君) 御異議ございませんならば、それでは本日はこれを以て散会いたします。
午後四時二十四分散会

【參照】
北日本新聞の三月十七日附の論說
輸入新聞用紙の免稅は不當
昨年夏から秋にかけて日本では全国的に雨が降らなかつた。電力事情がわるく、新聞用紙は僅か月産三千五、六百万ポンドという状況であつた。この用紙不足を外国からの輸入によつて補うことになり、輸入新聞用紙の關稅免除の措置がとられ、日本の新聞社数は外国から巻取用紙数千トン、邦貨六億五千余万円のものも輸入した。ところが日本の港に着いた品物はどれも規格に合わない、新聞用には役に立たないものばかりであつた。現品はいま港の倉庫に入れられ売主側と係争中である。

その後、電力事情の好転により日本の新聞用紙生産は上昇し、現在は日刊新聞ならびに週刊紙用として、国内で月産四千五百万ポンドの生産となり、今年の秋には五千七百万ポンドの生産が予想される。これは台湾、朝鮮、樺太、満洲、華北、華中をふくめた戰前

の供給量にひとしいものである。戦後、民主化の波に乗って新聞の数は全国的にふえている。

しかし、これだけの紙があれば全国の新開が一日八ページを出しても大丈夫である。生産が上つてくるから危険をおかし、貴重な外貨を使つてまで外国から紙を買い必要はないわけである。国内で充分まかなえるのである。

昨年十月とられた輸入新聞用紙にたいする免税は一応本年三月三十一日までとなつてゐるが、われわれは四月一日以降は法令によつて課税されるべきだともう。免税を必要とした理由がすでに無くなつてゐるからである。輸入免税を継続すると多くの悪影響の起ることが予想されるからである。

輸入免税を継続すると多くの悪影響の起ることが予想されるからである。輸入免税を継続する時は国内の製紙業者に打撃を與え用紙生産の意欲を失わせ、ひいては全国多数の新聞社にたいする用紙供給が不安定になるおそれがある。

その上、免税による新聞用紙が一部の新聞によつて新聞ダンピング、不当、無益な競争の具に供せられるおそれが多分にある。大資本による新聞は免税による安い用紙を利用して地方に進出し、経済的に地方紙を圧倒し、地方紙をして立ちゆかなくしてしまふ危険がある。これが一番おそろしい。

アメリカでは新聞の数は多いほうがよいと信じられており、実際にも極めて多い。新聞の数が多ければ世間のより多くの意見が新聞によつて、代弁せられ、世間の人はより多くの意見と解釈に接することができる。これこそ民主主義の真髓であるはずだ。より小さい資本の新聞を圧迫して日本中にわずかな数の意見を強制するようなことがあれば、それはファッショである。輸入用紙にたいする免税の継続はそのま

まファッショにつながるものとして、われわれは声を大にして反対せざるをえないのである。

安い紙を輸入して新聞を大量に出すといふと、いかにも聞えはよいが、輸入は代償なしでできるのではない。多く輸入するには、それだけ多くの外貨が必要である。この外貨はいわば全国労働大衆の血と汗の結晶である。外貨で外国から物を輸入するには優先順位というものがあつるが、新聞用紙がそれほど優先されるべきものか、どうかも充分考慮されねばならない問題である。最近発表された英国の新年度予算をみると、輸入には嚴重な優先順位を設け、不急なものや国内でできるものは極力輸入を避けるよう努力している。こうした点こそ、われわれは英国に学ばねばならないのではなからうか。

ドル不足に悩んでゐる日本の現状は、輸出を振興する一方、製品の輸入は極力制限し、国際收支の均衡をはかるべきなのである。平和條約発効後の自衛力増強、賠償支払いなどによる国民の経済的苦難の加重は必然であるが、政府は国内産業の保護と民主主義擁護のため、新聞用紙輸入には充分慎重な態度で臨んでもらいたいとおもふ。

三月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、貴金屬管理法の一部を改正する法律案

一、貸付信託法案

一、信用金庫法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二十五日)

一、租税特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、資産再評価法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、通商税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

一、災害被害者に対する租税の減免、徴收猶予等に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十四日)

貴金屬管理法の一部を改正する法律案

貴金屬管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四項を同條第三項とし、同條第五項中「銀貨」を削り、同項を同條第四項とし、同條第六項中「歯科医療用白金加金線その他」を削り、「売りの金」を削り、同項を同條第五項とし、同條第十二項中「鉱業権者」の下に「及び租賦権者」を加え、同項を同條第十四項とし、同條第七項を同條第九項とし、以下第十一項まで二項ずつ繰り下げ、同條に第六項から第八項までとして、次のように加える。

6 この法律において「金納入者」とは、第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項若しくは第二項の規定により金地金を政府に売却した者をいう。

7 この法律において「加工用金売さばき業」とは、金地金を販売することを目的とする事業をいう。

8 この法律において「加工用金売さばき業者」とは、第十七條の二第一項の規定による認可を受けて加工用金売さばき業を営む者をいう。

第三條第一項中「九百九十八(金及び銀)については、九百九十九」を「九百九十九」に改める。

第三章の標題中「政府売却」を「割当及び売却」に改める。

第七條中「買受」を「割当」に改め、「政府の所有に係る」を削り、「を買受」を受けようとする者は、四半期ごとに、「に改める。

を定めた」を「割当数量を定めた毎四半期の」に改める。

第九條を次のように改める。

(金地金の割当)

第九條 主務大臣は、前條第二項の金配分計画で定めた数量の範囲内で、第七條の規定により申請した者に対して割当する金地金の数量を決定して、主務省令で定める手続により、当該申請者に通知しなければならない。

2 主務大臣は、左に掲げる事項を参し、よくして前項の決定をしなければならない。

一 用途が正当であるかどうか。

二 金地金の数量がその用途にあつてゐるために必要な数量をこえないかどうか。

規定により政府に売却した金地金の数量に対する割合に応じて、売却するものとする。

3 金納入者は、前項の規定により政府から買い受けた金地金を、主務省令で定める手続により、加工用金売さばき業者又は金需要者に売却しなければならない。

4 加工用金売さばき業者は、前項の規定により金納入者から買い受けた金地金又は第九條の三の規定による指示を受けた者から買い受けた金地金を、主務省令で定める手続により、金需要者に売却しなければならない。但し、第九條の三の規定による指示に従つて他の加工用金売さばき業者に売却する場合は、この限りでない。

第九條の三 主務大臣は、金地金の需給調整上必要があるときは、金納入者又は加工用金売さばき業者に対して、その所有に係る金地金を主務大臣が指定する加工用金売さばき業者又は金需要者に売却することを指示することができる。

(用途の変更等)
第九條の四 金需要者が第九條第一項の規定による割合に基いて買い受けた金地金について第七條の規定により示した用途を変更しようとするときは、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定める手続により、主務大臣に申請しなければならない。

3 第九條第二項の規定は、前項の申請に対する主務大臣の許可につ

いて準用する。
4 主務大臣は、第二項の申請があつた場合において、申請者の所有する金地金の数量が変更しようとする用途にあつては必要数量をこえていないと認めるときは、当該必要数量を限り、変更を許可することができる。

5 金需要者が第九條第一項の規定による割合に基いて買い受けた金地金をその用途にあつては前に滅失したとき、又はやむを得ない事由によりその用途に供することができなくなつたときは、主務省令で定める手続により、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出でなければならない。

6 金需要者が第九條第一項の規定による割合に基いて買い受けた金地金をやむを得ない事由によりその用途に供することができなくなつたとき、又は第一項の規定により用途の変更を申請した金地金の全部若しくは一部につきその許可を得られなかつたときは、政府に対し、その用途に供することができなくなつた金地金又は用途変更につき許可を得られなかつた金地金について第六條に規定する価格による買受を請求することができる。

第十條を次のように改める。
(売却価格)
第十條 政府が第九條の二第二項の規定により金地金を売却する場合の価格、金納入者が同條第三項の規定により、若しくは第九條の三の規定による指示に従つて金地金を加工用金売さばき業者に売却す

る場合又は加工用金売さばき業者が同條の規定による指示に従つて金地金を他の加工用金売さばき業者に売却する場合の最高価格及び加工用金売さばき業者が第九條の二第四項の規定により、若しくは第九條の三の規定による指示に従つて金地金を金需要者に売却する場合又は金納入者が第九條の二第三項の規定により、若しくは第九條の三の規定による指示に従つて金地金を金需要者に売却する場合の最高価格は、主務大臣が、金地金の国際市場価格並びに国内における生産及び消費の事情を参し、や

くして定める。
第十二條第一項第一号中「第四條又は第九條第五項若しくは第七項」を「第四條第一項若しくは第二項又は第九條の四第六項」に改め、同項第四号を同項第八号とし、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 金納入者が、第九條の二第二項の規定により政府から金地金を買い受け、又は買い受けた金地金を同條第三項の規定により、若しくは第九條の三の指示に従つて売却し、売却するためによつて、若しくは売却する

ために加工する場合
三 加工用金売さばき業者が、第九條の二第三項の規定により、若しくは第九條の三の規定による指示に基き金地金を買い受け、又は買い受けた金地金を第九條の二第四項の規定により、若しくは第九條の三の規定によ

る指示に従つて売却し、売却するために、若しくは売却するために加工する場合
四 金需要者が、第九條の二第三項若しくは第四項の規定により、若しくは第九條の三の規定による指示に基き金地金を買い受け、又は買い受けた金地金をその用途に供する場合

五 歯科用金地金加工業者が、前條第二項の規定により歯科用金地金販売業者が、同條第四項の規定により歯科医療者に歯科用金地金を譲り渡す場合
六 前條第一項の規定による割合を受けた歯科用金地金販売業者が、その割り当てられた歯科用金地金を歯科用金地金加工業者から譲り受ける場合又は同條第三項の規定による割合を受けた歯科医療者が、その割り当てられた歯科用金地金を歯科用金地金販売業者から譲り受け、若しくはこれを歯科医療の用に供する場合

七 第十七條(第十七條の二第二項又は第十八條第三項)において準用する場合を含む。以下この号において同じの規定による命令に従つて歯科用金地金を若しくは金地金を売却し、又は第十七條の規定による命令に基いて歯科用金地金を若しくは金地金を買い受ける場合

第五章の標題中「加工業」の下に「及び加工用金売さばき業」を加える。

第十七條の次に次の一條を加える。
(加工用金売さばき業の認可)
第十七條の二 加工用金売さばき業は、主務大臣の認可を受けなければならないが、若しくはできない。

2 第十四條第二項から第六項まで及び第十五條から前條までの規定は、加工用金売さばき業及び加工用金売さばき業者について準用する。この場合において、第十四條第三項第三号中「技術的能力」とあるのは「金地金の取引についての経験、技術的能力」と、第十四條第七條中「歯科用金地金」とあるのは「金地金を」と、第十四條第七項の規定により主務大臣が定める同條第一項の規定により割り当てられた歯科用金地金の価格」とあるのは「第十條の規定により加工用金売さばき業者が金地金を売却する場合について主務大臣が定める価格」と読み替へるものとする。

第十八條第三項中「前條」を「第十條」に改める。
第十九條第三項中「前條第三項」を「第十七條の二第二項又は前條第三項」に改め、同條第四項及び第五項中「第十四條第一項」の下に「第十條の二第一項」を加える。

第二十二條第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を次のように改める。
四 金納入者
五 加工用金売さばき業者

六 金地金を買い受けた金需要者
第二十二條第二項第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「買受」を「割当」に改め、同項第三号中「第十四條第二項」の下に「第十七條の二第二項において準用する場合を含む。」を加え、同條第三項第二号中「金地金その他の」を削り、同條第七項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、歯科医療者から報告を徴することができる。

第二十三條第一項中「第二條第六項」を「第二條第五項」に、「第十四條から第十九條まで」を「第十四條から第十七條まで及び第十八條」に、「第十九條まで」を「第九條まで及び第九條の四」に、「その他の規定」を「第十九條の規定における主務大臣は、第十四條第一項、第十七條の二第二項又は第十八條第一項の規定により認可をすべき主務大臣とし、その他の規定（第十七條の二第二項において準用する第十四條第二項、第三項及び第六項並びに第十五條から第十七條までの規定を含む。）」に改め、同條第二項中「第九條まで」の下に「及び第九條の四」を、「その他の規定」の下に「第十七條の二第二項において準用する第十四條第二項及び第六項並びに第十五條の規定を含む。」を加える。

第二十四條第二号及び第三号を削り、同條第四号を同條第二号とする。

第二十五條第一号中「第九條第二項」を「第九條の四第一項」に改め、同條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とし、同條第四号中「第十八條」を「第十七條の二第二項又は第十八條」に、「売却しなかつた」を「又は金地金を売却しなかつた」に改め、同号を同條第三号とし、同條第五号の前に次の一号を加える。

四 第十七條の二第二項の規定に違反して認可を受けずに加工用金売さばき業を営んだ者
第二十六條第一号中「第九條第六項」を「第九條の四第五項」に、「第十八條」を「第十七條の二第二項又は第十八條」に改め、同條第二号中「第一項」を「第一項又は第四項」に改め、同條第三号中「第四項」を「第五項」に改め、同條第四号中「第五項」を「第六項」に改める。

第二十八條中「貴金屬地金、歯科用貴金屬地金又は金地金」を「金地金又は歯科用金地金」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に改正前の貴金屬管理法（以下「旧法」という。）第七條の規定により主務大臣に対して政府の所有に係る金地金の買受の申請をし、且つ、この法律施行の際当該申請に係る金地金について旧法第九條第一項の規定による通知を受けていない者は、改正後の貴金屬管理法（以下「新法」という。）第七條の規定により主務大臣に対して政府の所有に係る金地金の買受の申請を受けたものとみなす。

う。第七條の規定により主務大臣に対して金地金の割当の申請をした者とみなす。

3 政府は、この法律施行の日から二箇月以内で政令で定める日までの間は、新法第九條の二第二項の規定にかかわらず、その所有に係る金地金を金需要者に対して旧法第十條の規定により主務大臣が定めた価格で売却するものとする。

4 この法律施行前に旧法第九條第一項の規定による通知を受けた者が当該通知に係る金地金を政府から買い受けていない者（この法律施行前に当該金地金を政府から買い受ける権利を失っていない者に限る。）は、前項の規定の適用については、金需要者とみなす。

5 旧法第十四條第一項の規定により主務大臣の認可を受けた歯科用貴金屬地金加工業者（歯科用金地金の加工について認可を受けた者に限る。）又は旧法第十八條第一項の規定による都道府県知事の認可を受けた歯科用貴金屬地金販賣業者は、それぞれ、この法律施行の際、新法第十四條第一項の規定による歯科用金地金加工業者としての主務大臣の認可又は新法第十八條第一項の規定による都道府県知事の認可を受けたものとみなす。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

貸付信託法案 貸付信託法 (目的)

第一條 この法律は、貸付信託の受益権を受益証券に化体することにより、受益者の保護を図ることにより、一般投資者による産業投資を容易にし、もつて資源の開発その他重要な産業に対する長期資金の円滑な供給に資することを目的とする。

第二條 この法律において「貸付信託」とは、一個の信託約款に基づいて、受託者が多数の委託者との間に締結する信託契約により受け入れた金銭を、主として貸付又は手形割引の方法により、合同して運用する金銭信託であつて、当該信託契約に係る受益権を受益証券によつて表示するものをいう。

2 この法律において「受益証券」とは、貸付信託に係る信託契約に基き受益権を表示する証券であつて、受託者がこの法律の規定により発行するものをいう。

第三條 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）は、貸付信託に係る信託契約については、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた信託約款に基づいて、これを締結しなければならない。

2 信託約款においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 信託の目的
二 信託契約の締結の際の信託財産の額に関する事項

三 受益証券に関する事項
四 委託者及びその権利義務の承継に関する事項

五 信託の元本及び収益の管理及び運用に関する事項
六 信託の収益の計算の時期及び方法に関する事項
七 信託の元本の償還及び収益の分配の時期、方法及び場所に関する事項

八 当該信託約款に基き信託契約に係る信託財産の合同運用に関する事項
九 前号に掲げる信託財産と他の信託財産との分別運用に関する事項

十 信託契約期間、その延長及び信託契約期間中の解約に関する事項
十一 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九條（損失の補てん及び利益の補足）の規定により元本の補てんの契約をする場合においては、その割合その他これに関する事項

十二 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
十三 信託約款の変更に関する事項
十四 公告の方法
十五 その他公益又は受益者保護のため必要且つ適當であると認められる事項で大蔵省令で定めるもの

3 貸付信託に係る信託契約の期間は、二年以上でなければならない。（信託約款の承認）

第四條 信託会社は、前條第一項の

規定による承認を受けようとするときは、信託約款を記載した承認申請書に、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面を添えて、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画が適当であつて、信託約款の内容が法令に違反せず、且つ、公益又は受益者の保護に欠けるおそれがないときは、承認申請書を受理した日から三十日以内に、その承認をしなければならない。

(信託約款の変更)

第五條 信託会社は、前條の規定により承認を受けた信託約款を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した承認申請書で大蔵大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前條の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、前條第一項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画を記載した書面」とあるのは、「当該信託約款の変更により信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画に変更がある場合はその変更に係る計画を記載した書面」と、同條第二項中「信託財産の運用計画及び受益証券の発行計画」とあるのは、「変更に係る信託財産の運用計画又は受益証券の発行計画」と読み替へるものとす。

第六條 受託者は、前條の規定により

信託約款の変更について大蔵大臣の承認を受けた場合には、直ちに、変更の内容及び変更について異議のある受益証券の権利者は一定期間内にその異議を述べべき旨を公告しなければならない。但し、その期間は、一箇月を下ることができない。

2 受益証券の権利者が前項の期間内に異議を述べなかつた場合には、その変更を承諾したものとみなす。

3 第一項の期間内に異議を述べた権利者は、受託者に対して、その変更がなかつたならば有したであろう公正な価格で当該受益証券を買い取れることを請求することができる。

4 受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益証券をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合において、信託法（大正十一年法律第六十二号）第九條（受託者の利益享受の制限）の規定は、適用しない。

5 第一項の規定による公告は、信託約款で定める日刊新聞紙によつてしなければならない。

第七條 信託会社は、貸付信託に係る信託契約を締結しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

- 一 信託会社の商号
二 信託の目的
三 信託契約の取扱期間

四 各受益証券の券面金額

五 収益の計算の時期

六 元本の償還期限
前項第三号の期間は、二箇月をこえてはならない。

3 前條第五項の規定は、第一項の公告について準用する。

第八條 貸付信託に係る信託契約に基く受益権の譲渡及び行使は、記名式の受益証券をもつて表示されるものを除く外、受益証券をもつてしなければならない。

2 受益証券は、無記名式とする。但し、受益者の請求により記名式とすることができる。

3 記名式の受益証券は、受益者の請求により無記名式とすることができる。

4 受益証券は、記号、番号、信託約款及び左の各号に掲げる事項を記載し、代表取締役が署名しなければならない。

- 一 受託者の商号
二 記名式の受益証券について、受益者の氏名又は名称
三 券面金額
四 信託契約期間
五 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所
六 信託報酬の計算方法

第九條 受託者は、貸付信託に係る

信託契約の取扱期間経過後滞滞なく、当該取扱期間中に発行した受益証券の種類及びその種類ごとの総額を大蔵大臣に届け出でなければならない。

第十條 受益証券を取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第八條第一項の規定は、委託者の権利の行使について準用する。

第十一條 受託者は、第六條第四項の規定による場合を除く外、受益証券が発行の日から一年以上を経過している場合に限り、その固有財産をもつて時価により当該受益証券を買い取ることが出来る。この場合においては、信託法第九條（受託者の利益享受の制限）の規定は、適用しない。

第十二條 貸付信託の信託財産は、当該貸付信託の信託財産以外の信託財産と分別して運用しなければならない。

第十三條 受託者は、貸付信託の信託財産を、貸付及び手形の割引の方法以外の方法により運用してはならない。但し、信託契約の取扱期間中における当該信託契約に係る信託財産又は信託財産の運用上生じた余裕金については、この限りでない。

第十四條 受託者は、貸付信託について、元本に損失を生じた場合にこれを補ふんずる契約をしたときは、その補てんに充てるため、当該貸付信託の収益の計算の時期ごとに、その収益のうちから特別留保金を積み立て、当該貸付信託の信託財産に留保しなければならない。

第十五條 通貨及証券模造取締法

（明治二十八年法律第二十八号）は、受益証券の模造について準用する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第三條第三項中「二年」とあるのは、この法律施行の日から一年を限り、「一年」と読み替へるものとす。

3 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八條中「利子の支払」を「利子若しくは利益の支払」に、「又は証券投資信託」を「又は貸付信託（貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ）の受益証券

取得する者は、その取得により、当該受益証券に係る信託契約の委託者の権利義務を承継するものとする。この場合において、第八條第一項の規定は、委託者の権利の行使について準用する。

若しくは証券投資信託」に改める。

第五十九條第一項中「株式」を株式、貸付信託の受益証券に、「又は収益の支払」を「又は利益若しくは収益の支払」に、同條第二項中「又は収益」を「利益又は収益」に改める。

4 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「社債、」の下に「貸付信託（貸付信託法第二條第一項に規定する貸付信託をいう。以下同じ。）の受益証券、」を加える。

同條第二項中「社債、」の下に「貸付信託の受益証券、」を加える。

5 外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第...号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項の改正規定中「証券投資信託」の下に「又は貸付信託法（昭和二十七年法律第...号）第二條に規定する貸付信託を、」その配当金」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債（外国において発行され）を「貸付信託の受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の収益の分配金、社債（外国において発行され）に改め、「金銭」の下に「証券投資信託の」を加え、「社債及び」を「貸付信託の受益証券についてはこれに表示されている受益権に係る信託の元本の償還金、社債及び」に改める。

三月二十七日予備審査のため本委員会に左の事件を付託された。

- 一、設備輸出為替損失補償法案
一、日本国とアメリカ合衆国との間

の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律案

一、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う固有の財産の管理に関する法律案

設備輸出為替損失補償法案

設備輸出為替損失補償法

（目的）

第一條 この法律は、設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することによつて、本邦経済の維持及び発展に資する重要物資の輸入の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 本邦通貨 外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）以下「法」という。第六條第一項第三号に規定する本邦通貨をいう。
二 外国通貨 法第六條第一項第四号に規定する外国通貨をいう。
三 外国為替相場 法第七條第一項に規定する基準外国為替相場又は同條第二項に規定する裁定外国為替相場をいう。

四 設備輸出 設備（船舶及び車両を含む。）並びにその部分品及び附属品で本邦で生産されるものの本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人又は本邦人からの技術の提供をいう。

五 設備輸出者 設備輸出を行う者をいい、設備輸出に伴う損益がその輸出に係る設備等の製造業者に属する場合には、当該製造業者を含む。

第三條 政府は、設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際收支上有利な地域に開拓し、又は国際收支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定めるこれに準ずる場合においては、設備輸出者を相手方として、その者が当該設備輸出に伴つて受領すべき対価（当該対価のうち受領期日の異なる部分があるときは、そのそれぞれの受領期日の異なる部分の対価）の全部又は一部につき外国為替相場の変更によつて一定の日において受けるべき損失を補償する契約を締結することができる。

（為替損失補償契約）

第四條

補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約の締結の日における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額（以下「契約締結日における本邦通貨額」という。）に、当該契約の締結の日から当該契約に定められている損失確定日までの期間に応じ、外国為替の相場の変動の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

（損失の発生及び補償金の額）

第五條 補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約に定められている損失確定日（当該対価の全部又は一部が当該日前に受領されたときは、その受領された部分については、その受領の日）における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額（以下

3 補償契約を締結する場合においては、その締結の結果、その締結の日から当該契約に定める損失確定日までの期間が五年をこえることとなつてはならず、且つ、締結したすべての補償契約についてのそれぞれの補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額をそれぞれ補償契約の締結の日における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額の合計額が、百億円をこえることとなつてはならない。

第六條 補償契約に係る対価についての損失確定日における本邦通貨額が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額をこえるときは、当該契約を締結した設備輸出者は、そのこえる額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第七條 補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關しその者が受ける損失の補償のための輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の規定による輸出信用保険の保険金を受け取ることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価（当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。）については適用しない。

（補償料）

第四條

補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約の締結の日における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額（以下「契約締結日における本邦通貨額」という。）に、当該契約の締結の日から当該契約に定められている損失確定日までの期間に応じ、外国為替の相場の変動の見込、補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

（損失の発生及び補償金の額）

第五條 補償契約に係る対価を表示する外国通貨の額を当該契約に定められている損失確定日（当該対価の全部又は一部が当該日前に受領されたときは、その受領の日）における外国為替相場により換算して得た本邦通貨の額（以下

「損失確定日における本邦通貨額」という。）が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額に満たないときは、当該対価について損失が発生したものと見做し、政府は、当該契約に基いて、その満たない額に相当する金額を補償する。

第六條 補償契約に係る対価についての損失確定日における本邦通貨額が当該対価についての契約締結日における本邦通貨額をこえるときは、当該契約を締結した設備輸出者は、そのこえる額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第七條 補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關しその者が受ける損失の補償のための輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の規定による輸出信用保険の保険金を受け取ることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価（当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。）については適用しない。

（輸出信用保険法との関係）

第七條

補償契約を締結した設備輸出者が、当該契約に係る設備輸出の契約に關しその者が受ける損失の補償のための輸出信用保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の規定による輸出信用保険の保険金を受け取ることとなつた場合には、前二條の規定は、補償契約に係る対価（当該損失の発生の原因となつた保険事故の生じた部分に限る。）については適用しない。

（補償金の交付並びに補償料及び納付金の納付等の手続）

第八條 第五條の規定による補償金の交付の時期並びに第四條の規定による補償料及び第六條の規定による納付金の納付の時期その他当該交付及び納付に關し必要な手続は、政令で定める。

第九條 設備輸出者は、その締結した補償契約（当該契約の締結の日

（損失確定日）の延期）

第九條 設備輸出者は、その締結した補償契約（当該契約の締結の日

から損失確定予定日までの期間が五年に満たないものに限り、ついで損失確定予定日を延期しようとするときは、大蔵大臣に對し、その旨の申込をすることができ、

2 大蔵大臣は、補償契約について前項の申込を受けた場合において、必要があると認めるときは、その申込に應ずることができ、その場合において、その申込に應じた結果、当該契約の締結の日から損失確定予定日までの期間が五年をこえることとなつてはならない。

(補償契約の解除)
第十條 補償契約に係る設備輸出の契約が当該補償契約を締結した設備輸出者の責に帰することのできない事由により解除された場合又は補償契約に係る設備輸出者の責に帰することのできない事由により損失確定予定日までに受領することができないことが明らかになつた場合においては、大蔵大臣は、当該補償契約の解除の申込に應ずることができ、

(外国為替の売予約の禁止)
第十一條 補償契約を締結した設備輸出者は、補償契約に係る対価について外国為替の売予約を行つてはならない。

(制裁)
第十二條 大蔵大臣は、設備輸出者がこの法律、この法律に基く命令若しくは法の規定又は補償契約の條項に違反したときは、補償金の全部若しくは一部を支払わず、その全部若しくは一部を返還させ、

又は補償契約を解除することができ、

(補償契約の解除の効力)
第十三條 民法明治二十九年法律第八十九号(第六百二十條(貸借の解除の効力)の規定は、第十條及び前條に規定する補償契約の解除について準用する。

(不服の申立)
第十四條 設備輸出者は、第五條の規定による補償金、第四條の規定による補償料若しくは第六條の規定による納付金の額の決定又は第十二條の規定による措置について不服があるときは、大蔵大臣に對し、その旨を申し立てることができ、

2 大蔵大臣は、不服の申立を受けたときは、大蔵省令で定める手続に従い、公開による聽聞を行い、申立を受けた日から五十日以内に決定し、申立人に対してその旨を通知しなければならぬ。

(事務の一部委任)
第十五條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に関する事務その他この法律の規定に基く事務の一部を日本輸出入銀行に取り扱わせることができ、

2 日本輸出入銀行は、日本輸出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号)第十八條の規定にかかわらず、前項の事務を行うことができる。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。
第十條第十三号の次に次の一号を加える。
十三ノ二 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第...号)に規定する補償契約に關すること。
第十條第十四号中「前三号」を「一前四号」に改める。

うに改正する。
第十條第十三号の次に次の一号を加える。
十三ノ二 設備輸出為替損失補償法(昭和二十七年法律第...号)に規定する補償契約に關すること。
第十條第十四号中「前三号」を「一前四号」に改める。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

(目的)
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案

第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。
2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」といふ)條約に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。
4 この法律において「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に在留する者並びに通常合衆国に居住する個人及びその者又は合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で合衆国軍隊のための合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く)をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆国軍隊の構成員又は軍属の配偶者及び二十一歳未満の子並びに父母及び二十一歳以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属が負担するものをいう。
6 この法律において「合衆国軍隊の使用する施設及び区域」とは、條約第一條に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することに日本国が同意した施設及び区域をいう。
7 この法律において「軍人用販売機關等」とは、合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ビー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆国の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機關で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機關で、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

(所得税法の特例)
第三條 左に掲げる所得については、所得税を課さない。
一 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機關等による雇用により受ける所得
二 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、これらの者として一時的に日本国に滞在するためにのみ日本国において有する資産(不動産及び不動産の上存する権利並びに投資のため又は事業を行うために有する資産を含まない)を他のこれらの者に譲渡し、贈與し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈與又は遺贈に因り生ずる所得
三 通常合衆国に居住する個人で、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機關等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ)に關して合衆国政府と締結した契約(以下「建設等契約」といふ)に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの(以下「個人契約者」といふ)の当該契約(合衆国において締結されたものに限る)に係る建設、維持又は運営の事業から生ずる所得

第九條 左に掲げる所得については、所得税を課さない。
一 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、合衆国軍隊における勤務又は合衆国軍隊若しくは軍人用販売機關等による雇用により受ける所得
二 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族が、これらの者として一時的に日本国に滞在するためにのみ日本国において有する資産(不動産及び不動産の上存する権利並びに投資のため又は事業を行うために有する資産を含まない)を他のこれらの者に譲渡し、贈與し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈與又は遺贈に因り生ずる所得
三 通常合衆国に居住する個人で、合衆国軍隊の使用する施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機關等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ)に關して合衆国政府と締結した契約(以下「建設等契約」といふ)に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの(以下「個人契約者」といふ)の当該契約(合衆国において締結されたものに限る)に係る建設、維持又は運営の事業から生ずる所得

四 建設等契約を締結した個人契約者又は合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人で建設等契約に基き日本国において当該契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすもの（以下「法人契約者」という。）の被用者（通常合衆国に居住する者で当該事業に従事するためにのみ日本国にあるものに限る。以下同じ。）が、当該個人契約者又は法人契約者から当該建設等契約（合衆国において締結されたものに限る。）に係る建設、維持又は運営の業務に従事することに因る対価として受ける所得

五 個人契約者が、その締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの用に供するため日本国において有する資産で使用又は保存に因る減価、等により減価するもの（家屋を除く。）を、法人契約者又は他の個人契約者に対し、当該法人契約者又は個人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営の事業の用に供するため譲渡し、贈與し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈與又は遺贈に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡、贈與又は遺贈に因る所得である旨の証明がされたもの

六 個人契約者又はその若しくは個人契約者の被用者が、当該個人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の事業のためにのみ、又は当該

該被用者が被用されている個人契約者若しくは法人契約者の締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の業務に従事するためにのみ日本国に滞在することにより日本国において有する資産（不動産及び不動産の上に存する権利、投資のため又は他の事業を行うために有する資産並びに前号に規定する資産を含まない。）を、他の個人契約者、個人契約者若しくは法人契約者の他の被用者若しくは法人契約者又は合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員、軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族に対して譲渡し、贈與し、又は遺贈した場合において、当該譲渡、贈與又は遺贈に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡、贈與又は遺贈に因る所得である旨の証明がされたもの

七 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は個人契約者、法人契約者若しくは個人契約者若しくは法人契約者の被用者に対してなす商品の販売又は役務の提供から生ずる所得

二 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は個人契約者若しくはその若しくは法人契約者の被用者が、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる所得につき、日本国に居所を有することにより合衆国の所得税を課せられない場合には、当該所得については、同項の規定は、適用しない。

三 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族、個人契約者若しくはその若しくは法人契約者の被用者又は軍人用販売機関等に対する所得税法の適用については、これらの者は、当該合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族がこれらの者として日本国に滞在する期間、当該個人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の事業のためにのみ日本国に滞在する期間、当該被用者が被用されている個人契約者若しくは法人契約者が締結した建設等契約に係る建設、維持若しくは運営の業務に従事するためにのみ日本国に滞在する期間又は軍人用販売機関等が軍人用販売機関等である期間は、これらの者が同法施行地に住所及び居所を有していない期間とみなす。（法人税法の特例）

第四條 左に掲げる所得については、法人税を課さない。
一 法人契約者の締結した建設等契約（合衆国において締結されたものに限る。）に係る建設、維持又は運営の事業から生ずる所得
二 法人契約者が、その締結した建設等契約による建設、維持又は運営の事業のみに供するため日本国において有する資産で使用又は保存に因る減価、等により減価するもの（家屋を除く。）を、個人契約者又は他の法人契約者に対し、当該個人契約者又は他の法人契約者の締結し

た建設等契約に係る建設、維持又は運営の事業の用に供するため譲渡した場合における当該譲渡に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該譲渡に因る所得である旨の証明がされたもの

三 法人契約者が前項第一号第五号又は前号に規定する資産を譲渡、贈與又は遺贈に因り取得した場合における当該取得に因り生ずる所得で、合衆国軍隊の権限ある官憲により当該取得に因る所得である旨の証明がなされたもの
（相続税法の特例）
第五條 左に掲げる資産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。
一 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者が家族が相続、贈與又は遺贈に因り第三條第一項第二号又は第六号に規定する資産を取得した場合における当該資産の価額
二 個人契約者又はその若しくは法人契約者の被用者が相続、贈與又は遺贈に因り第三條第一項第五号又は第六号に規定する資産を取得した場合における当該資産の価額

二 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族に対する相続税法の適用については、これらの者がこれらの者として日本国に滞在する期間は、これらの者が同法の施行地に住所を有していない期間とみなす。
（富裕税法の特例）
第六條 第三條第二項に規定する個人

人については、当該個人が日本国において有する同條第一項第二号、第五号又は第六号に規定する資産の価額は、富裕税の課税価格に算入しない。

二 合衆国軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族に対する富裕税法の適用については、これらの者がこれらの者として日本国に滞在する期間は、これらの者が同法の施行地に住所及び居所を有していない期間とみなす。
（通行税法の特例）
第七條 合衆国軍隊の構成員が、合衆国軍隊の用務を遂行するため通行税法第一條に規定する汽車等の乗客となる場合において、合衆国軍隊の権限ある官憲の発給する当該用務の証明書の提示があつたときは、当該構成員については、通行税を課さない。
（印紙税法の特例）
第八條 合衆国軍隊及び軍人用販売機関等が発する証書及び帳簿については、印紙税を課さない。
（物品税法の特例）
第九條 政令で定める手続により所轄税務署長の承認を受けて製造場から移出する物品税法第一條に規定する物品で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、物品税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの
二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業の用に供するために使用又は消

二五

費する物品で合衆国軍隊の用に供されるもの及び当該事業をなすためにこれらの者が使用又は消費する物品で政令で定めるもの

2 前項の規定の適用を受けた物品で所轄稅務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについては、製造者から直ちにその物品稅を徵收する。但し、災害その他やむを得ない事由に因り滅失したのものについては、所轄稅務署長の承認を受けたときは、この限りでない。

(揮発油稅法の特例)

第十條 政令で定める手続により所轄稅務署長の承認を受けて製造場から引き取る揮発油稅法第二條第一項に規定する揮発油で左に掲げるものについては、政令で定める手続により、揮発油稅を免除する。

- 一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機關が合衆国軍隊の用に供するために購入するもの
- 二 個人契約者又は法人契約者がその締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの事業をなすために消費するもの

2 前條第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた揮発油で所轄稅務署長の指定した期間内に同項各号に規定する用途に供されたことの証明がされないものについて準用する。この場合において、前條第二項中「物品稅」とあるのは、「揮発油稅」と読み替へるものとす

(免稅物品等の讓渡禁止)

第十一條 前二條の規定により物品稅又は揮発油稅の免除を受けた物品及び前條第一項各号に規定する用途以外の用途に供するために譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し、政令で定める手続により所轄稅務署長の承認を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項但書の規定による承認を受けて譲り受けた場合又は前項の場合において、譲受人から、直ちに当該讓受に係る物品又は揮発油に対する物品稅又は揮発油稅を徵收する。

4 第二項の罪を犯した者には、刑法(明治四十年法律第四十号)第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役の刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

附則

- 1 この法律は、條約の効力発生の日から施行する。
- 2 この法律施行の際までに連合國

軍から製造の注文を受けた物品稅法第一條に規定する物品で、合衆国軍隊に納入するためこの法律施行の日から三月以内に製造場から移出するものについては、物品稅を免除する。

3 前項に規定する製造の注文を受けた物品の製造者は、この法律施行の際当該注文に係る物品でまだ製造場から移出されないものがあるときは、当該物品の品名、数量、單価、価額、発注者の名称及び製造場の場所を記載した書類を、この法律施行後一月以内(当該期間内に製造場から移出する当該物品がある場合には、当該移出の日まで)に所轄稅務署に提出しなければならぬ。

4 物品稅法の一部を次のように改正する。
第十三條に次の二項を加える。
第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ニシテ既ニ物品稅ヲ課セラレタルハ八課セラルベキモノナルトキハ第九條ノ規定ニ準ジ命令ノ定ムル所ニ依リ物品稅ニ相当スル金額(物品稅額判明セザルトキハ命令ヲ以テ定ムル金額)ヲ控除シ若ハ還付シ又ハ当該金額ニ相当スル金額ヲ命令ノ定ムル所ニ依リ交付ス第一項第一号ノ適用ヲ受ケタル物品ヲ命令ノ定ムル手続ニ依リ購入シタル者命令ノ定ムル期間内ニ当該物品ヲ輸出セザルトキハ第二項ノ規定ニ拘ラズ直ニ購入者ヨリ其ノ物品稅ヲ徵收ス但シ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ滅失シタルモノニ付政府ノ承認ヲ受ケ

タルトキハ此ノ限ニ在ラズ

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律案

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う關稅法等の臨時特例に関する法律

(目的)
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、關稅法(明治三十二年法律第六十一号)、關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)、噸稅法(明治三十二年法律第八十八号)、酒稅法(昭和十五年法律第三十五号)、砂糖消費稅法(明治三十四年法律第十三号)、物品稅法(昭和十五年法律第四十号)、骨牌稅法(明治三十五年法律第四十四号)及び揮發油稅法(昭和二十四年法律第一百四十五号)の特例を設けることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「合衆国」とは、アメリカ合衆国をいう。

2 この法律において「合衆国軍隊」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約以下「條約」という)に基き日本国の領域及びその附近に配備される合衆国の陸軍、海軍又は空軍をいう。

3 この法律において「合衆国軍隊の構成員」とは、合衆国軍隊に属する軍人で現に服役中のものをいう。

4 この法律において「軍屬」とは、合衆国の国籍を有する文民で合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの(通常日本国に駐留する者並びに通常合衆国に居住する個人及びその者又は合衆国の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で合衆国軍隊のための合衆国政府との契約の履行のみを目的として日本国にあるものを除く)をいう。

5 この法律において「家族」とは、合衆国軍隊の構成員又は軍屬の配偶者及び二十一才未満の子並びに父母及び二十一才以上の子でその生計費の十分の五以上を合衆国軍隊の構成員又は軍屬が負担するものをいう。

6 この法律において「軍人用販売機關等」とは、合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ビー・エツクス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞発行所その他の合衆国の歳出外資金により合衆国軍隊の使用する施設及び区域内に設置された諸機關で、合衆国軍隊の構成員及び軍屬並びにこれらの者の家族の利用に供せられるものをいう。

7 この法律において「契約者等」とは、通常合衆国に居住する個人で、條約第一條に掲げる目的の遂行のために合衆国軍隊が使用することに日本国が同意した施設及び区域の建設、維持又は運営(軍人用販売機關等の建設、維持又は運営を除く。以下同じ)に關して合衆国政府と締結した契約に基き日本国において当該契約に係る建

設、維持又は運営のみの事業をなすもの及び通常合衆国に居住する個人のうち、当該事業のためにのみに従事する者で当該事業に従事するためにのみ日本国にあるものをいう。

第三條 合衆国政府が所有し、又は全部用船契約により用船している船舶で、合衆国により、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの(以下「公用船」という。)については、とん税を免除する。但し、当該船舶が第六條の規定の適用を受けない物品を積載しているときは、当該物品の重量が全積載物品の重量に対して有する割合を噸税法第一條の規定により算出した当該船舶の噸税相当額に乘じて得た額のとん税を徴収する。

(とん税の免除)

第四條 前條の規定によりとん税の免除を受けようとする公用船の船長は、政令で定める手続により、当該船舶が公用船である旨を税関に証明しなければならぬ。

(出入港手続の免除)

第五條 公用船又は合衆国政府が所有し、若しくは借り上げている航空機で、合衆国により、合衆国のために若しくは合衆国の管理の下に、公の目的をもつて運航されているもの(以下「公用機」という。)には、関税法第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條及び第十九條から第二十二條までの規定は、適用しない。

但し、同法第十條第一項に規定する入港届、積荷目録及び旅客氏名表、同條第二項に規定する入港申告書(積荷目録及び旅客氏名表を総括したもので足りる。)並びに同法第十三條に規定する出港届及び出港申告書は、提出しなければならぬ。

2 前項但書の場合において、当該公用船又は公用機が第九條の規定による税関の検査を免除される物品又は旅客を積載しているときは、前項但書に規定する積荷目録又は旅客氏名表のうち当該物品又は旅客に係る部分については、前項但書に規定する当該積荷目録又は旅客氏名表にその積載している旨を記載すれば足る。

3 合衆国の安全を保持するためその他これに類する事由により、第一項但書及び関税法第十八條の規定により難いときは、これらの規定は、適用しない。

(関税の免除)

第六條 左に掲げる物品については、関税を免除する。

一 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物品で、当該軍隊又は機関が合衆国軍隊の公用に供するために輸入する物品の権限ある官憲による証明のされたもの

二 軍人用販売機関等が合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の用に供するために輸入する物品で、当該機関がこれらの者の用に供するために輸入する物品で、

に供するために輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

三 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関及び軍人用販売機関等以外の者が、合衆国軍隊の専用に供するため又は合衆国軍隊が使用する施設若しくは物品に附合、混和若しくは加工するために輸入する物品で、当該物品がこれらの目的のために輸入する物品であることにつき合衆国軍隊の権限ある官憲による証明のされたもの

四 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の引越荷物及び携帯品

五 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が自己若しくはその家族の私用に供するため又は契約者等が自己の私用に供するために輸入する自動車(自動自転車を含む。)及びその部品

六 合衆国軍隊の構成員、軍属若しくはこれらの者の家族又は契約者等の私用に供するために合衆国軍事郵便物を通じて日本国に郵送される通常且つ相当量の衣類及び家庭用品

(内国消費税の免除)

ものは、この限りでない。

(関税及び内国消費税の追徴)

第九條 左に掲げる物品については、関税法第三十一條の規定による検査を行わない。

一 合衆国軍隊の命令により日本国に入国し、又は日本国から出国する合衆国軍隊の部隊又は合衆国軍隊の構成員の携帯品

二 合衆国軍隊の公用の封印がある公文書

三 合衆国政府の船荷証券により船積されている合衆国軍隊に仕向けられた軍事貨物

入物品の改装、仕分若しくはその他の手入をし、当該輸入物品に加工し、当該輸入物品と他の物品とを混合し、又は当該輸入物品を原料として他の物品を製造しようとする場合には、当該手入、加工、混合又は製造は、税関長の承認した倉庫又は工場において行わなければならない。

2 関税法第一條ノ二第三項、第一百一條ノ八及び第一百一條ノ九の規定は、前項に規定する倉庫又は工場について準用する。

(関税免除物品の譲渡の制限)

第十一條 合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族若しくは契約者等又はこれらの者であつた者が、第六條の規定の適用を受けて輸入した物品を、日本国内において、合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者に譲渡しようとするときは、政令で定めるところにより、税関に申告し、当該物品の検査を経て、譲渡の免許を受けなければならない。但し、当該物品について既に本項の規定による免許に係る譲渡が行われている場合は、この限りでない。

2 前項の規定による免許を受けないで物品の譲渡をし、又はしようとした者については、関税法第七十六條の規定を準用する。この場合において、同條中「輸入」とあるのは、「譲渡」と読み替へるものとする。

3 関税法第八十四條、第八十五條、第八十六條、第八十六條ノ二(第二項及び第六項を除く。)及び第八十六條ノ三から第九十七條ノ二までの規定は、前項の違反嫌疑事件の調査及び処分について準用する。

(関税免除物品の譲受の制限)

第十二條 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関、軍人用販売機関等、合衆国軍隊の構成員、軍属、これらの者の家族及び契約者等以外の者が、第六條の規定の適用を受けた物品を日本国内において譲り受けようとするときは、当該譲受を輸入とみなし、関税法及び関税定率法の規定を適用する。但し、当該物品が既に本項の規定により関税法及び関税定率法の適用を受けたものである場合は、この限りでない。

2 前條第一項の規定及び前項において準用する関税法第三十一條の規定による申告及び検査並びに免許は、政令で定めるところにより、一括して行うことができる。

3 第一項の規定の適用を受ける譲受は、酒税法第三十六條、砂糖消費税法第四條、物品税法第十條、骨牌税法第五條及び揮発油税法第五條の規定の適用については、保税地域よりの引取とみなす。

(国税徴収法の準用)

第十三條 第三條但書の規定により徴収する税金及び第八條本文の規定により又は第十二條第一項の場合において関税法の規定により徴収する関税の徴収については、国税徴収法の例による。

(差押物件等の引渡)

第十四條 合衆国軍隊の所有する物品を関税法の規定によつて收容し、又は保管したときは、税関長は、すみやかに当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

2 合衆国軍隊の所有する物品を関税法又はこの法律の規定によつて領置し、又は差し押えた場合において、当該領置又は差押の事由が消滅したときは、税関長は、すみやかに当該物品を領置し、又は差し押えた事由を記載した文書とともに、当該物品を合衆国軍隊に引き渡さなければならぬ。

附則

1 この法律は、條約の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行前に連合国軍の権限ある官憲の正当に認証した証明書により関税及び内国消費税の免除を受けて輸入した物品及び連合国軍總司令部賞書等により関税及び物品税の免除を受けて輸入した自動車は、他の法律により関税及び内国消費税の免除を受けたものを除く外、この法律施行後は、第六條の規定の適用を受けて輸入した物品とみなす。但し、当該物品が既に関税を課せられたものである場合は、この限りでない。

3 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三十七号)附則第二項の規定の適用がある間は、第五條第一項中「第二十一條までの規定」とあるのは、「第二十一條までの規定(国内航空運送事業令附則第二項の規定によりなおその効

力を有する航空法(大正十年法律第五十四号。以下「航空法」という。第三十九條において準用する場合を含む。))と、「同法第十條第一項」とあるのは、「同法第十條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。))と、「同法第二項に規定する入港申告書(積荷目録及び旅客氏名表を添付したもので足りる。))並びに同法第十三條に規定する出港届及び出港申告書」とあるのは、「並びに同法第十三條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。))に規定する出港届」とあるのは、「第十八條(航空法第三十九條において準用する場合を含む。))並びに航空法第四十條」と読み替へるものとする。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律案
日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う国有的財産の管理に関する法律

(目的)
第一條 この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定(以下「行政協定」という。)を実施するため、アメリカ合衆国(以下「合衆国」という。))の軍隊の用に供する国有的財産(国有的財産法昭和二十三年法律第七十三号)第二條に定める国有的財産並びに同法の適用を受けない国有的動産及び権利をいう。以下同じ。))について、その管理及び処分の特例を設けることを目的とする。

(無償使用)
第二條 国は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約(以下「條約」という。))條約第一條に掲げる目的を遂行するため国有的財産を合衆国の軍隊の用に供する必要があるときは、無償で、その用に供する間、合衆国に対して当該財産の使用を許すことができる。

(原状回復請求権の放棄)
第三條 前條の規定により合衆国に使用を許した国有的財産については、国は、当該財産の返還に当り、合衆国に対し、その原状回復又はこれに代る補償の請求を行わないものとする。

(一時使用等の許可)
第四條 国は、第二條の規定により合衆国に使用を許した国有的財産について、行政協定第二條第四項(a)の規定に基き、その用途又は目的を妨げない限度において、他の者にその使用又は収益を許すことができる。

2 前項の規定により使用又は収益を許した場合において、その使用又は収益をする権利は、合衆国が当該財産を返還した時において消滅する。

(貸付契約の解除)
第五條 国有的財産法第二十四條(同法第十九條及び第二十六條において準用する場合を含む。))の規定は、第二條の規定により合衆国に国有的財産の使用を許すため必要を生じた場合について準用する。

この場合において、国有的財産法第二十四條中「国又は公共団体において公共用、公用又は国の企業若しくは公益事業」とあるのは、「国においてアメリカ合衆国の軍隊」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、條約の効力発生の日から施行する。